

岡山市第5期高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

平成24年3月

岡山市

はじめに



我が国は、どの国も経験したことのない超高齢社会を迎え、平成27年には、いわゆる「団塊の世代」が高齢者になるなど、今後、高齢化が急速に進行していくことが確実視されています。

本市においても例外ではなく、既に市民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、そのうち約2割が要支援・要介護の高齢者です。また、核家族化に伴い、一人暮らし高齢者が約2万人、高齢者のみの世帯に属する方も約4万人となっています。

このような状況の中、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるしくみである「介護保険制度」は、創設から10年以上が経過し、介護現場に携わる関係者の皆様のご努力もあり、老後を支える仕組みとして定着してきたところです。

また、要介護者や認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者などへの介護サービスの需要の増加に伴い、介護保険制度の重要性が一層高まるとともに、介護費用の増大が見込まれています。

そのため、岡山市第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、サービスの質の確保・向上を図りながら、介護保険料の設定について低所得者に配慮しつつ、給付と負担のバランスを図ることにより、介護保険制度の健全な運営を目指すとともに、これまでの介護保険サービスの充実に加え、高齢者ができる限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、新たに次の3点に重点を置き、施策の積極的な展開を図ります。

- 1 高齢者の生活上の介護・医療・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体として提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
- 2 「認知症」の早期発見、早期対応に向け、医療と介護が連携した体制を強化するとともに、地域での支援体制の充実に取り組みます。
- 3 高齢者が、要介護状態にならず、地域で元気に暮らし続けるとともに、要介護状態になっても介護状態が悪化することを防ぐため、「介護予防」への取組みを強化します。

今後、岡山市都市ビジョンを踏まえて策定した本計画に基づき、「高齢者が安心していきいきと暮らせる岡山型福祉を組み立てる」という基本理念のもとで、介護保険制度はもとより高齢者福祉施策の充実努めてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた保健福祉政策審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートへのご協力やご意見をいただいた多くの方々に厚くお礼申し上げますとともに、計画推進に向けて、市民並びに関係の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

岡山市長 高谷茂男

目次

I. 計画策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の課題.....	1
3 計画の理念・目的・基本方針.....	2
4 法令等の根拠.....	4
5 計画策定に向けた取組及び体制.....	4
6 計画期間・進行管理.....	4
7 他制度による計画等の整合調和.....	5
8 日常生活圏域.....	5

II. 高齢者・要介護(要支援)認定者の状況

1 高齢者の現状.....	7
2 要介護(要支援)認定者等の現状.....	10

III. 介護保険事業の現状

1 給付実績の現状.....	12
2 サービス資源の現状.....	15

IV. 介護保険事業計画の概要

1 人口及び被保険者数の推計.....	16
2 要介護(要支援)認定者数の推計.....	17
3 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計.....	18

V. 地域包括ケアシステムの実現

1 包括的、継続的に行われることが必要な事項.....	19
(1)医療との連携強化.....	19
(2)介護サービスの充実強化.....	19
(3)予防の推進.....	19
(4)見守り、配食など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など.....	20
(5)高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備.....	20
2 保健・医療・福祉の連携の強化.....	21
3 認知症高齢者支援対策の推進.....	22
(1)相談体制の充実.....	23
(2)地域における支援体制の構築.....	23
(3)医療と介護の連携.....	23

4	高齢者を地域全体で支える体制	24
(1)	岡山市保健福祉ネットワーク事業	24
(2)	地域包括支援センター	25
(3)	生活・介護支援サポーター養成事業	27
(4)	安全・安心ネットワーク	28
(5)	高齢者虐待の防止	28
(6)	地域福祉の推進	29
(7)	宅配事業者との協働による見守り活動	33
VI. 「元気」にかかる事業の計画		
1	高齢者の積極的な社会参加	34
(1)	高齢者の知識や経験を活かした「働く場」の確保	34
(2)	地域活動への参加等の促進	34
(3)	生活支援サービス	37
VII. 「予防・改善」にかかる事業の計画		
1	疾病予防・健康増進対策の推進	41
(1)	「健康市民おかやま21」の推進による地域、家庭、職域、行政が連携した生活習慣の改善	41
2	介護予防の推進(予防・改善)	42
(1)	各種介護予防事業の充実	42
(2)	介護予防を目的とした保健事業の推進	46
(3)	地域支援事業	49
VIII. 「安心」にかかる事業の計画		
1	安心して生活できる介護体制の整備	51
(1)	居宅・介護予防サービス等の安定的な提供	51
(2)	施設・居住系サービスの計画的な整備	64
(3)	その他の施設	69
(4)	生活支援サービス	71
2	介護サービスの質の向上	73
(1)	介護従事者の確保・育成	73
(2)	施設入所者の人権尊重	73
(3)	介護給付適正化事業の実施	74
(4)	地域密着型サービス	74
IX. 介護保険事業の適切な運営		
1	介護保険事業の運営	78
2	介護保険サービス給付費見込及び介護保険料額	82

参考資料

1	老人福祉法(抜粋).....	85
2	介護保険法(抜粋).....	86
3	岡山市基本政策等に関する審議会設置条例.....	88
4	保健福祉政策審議会委員名簿.....	89
5	保健福祉政策審議会審議経過.....	90
6	65歳以上の方への生活調査.....	91
7	本計画策定に関する意見募集(パブリックコメント).....	94
8	第1号被保険者の介護保険料算出方法.....	96
9	行政区と日常生活圏域.....	99

I. 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

第4期計画期間が始まった平成21(2009)年4月に政令指定都市に移行した本市では、総人口の増加とともに、65歳以上の高齢者数も増加し、平成23(2011)年9月末現在、65歳以上の高齢者人口は151,443人、高齢化率は21.6%となっています。介護保険制度が開始した平成12(2000)年国勢調査での高齢者人口は103,461人、高齢化率は16.5%であることから、大幅な高齢化の進展がみられます。今後、いわゆる団塊の世代が高齢者になり、ますます高齢化が進むものと考えられます。

本計画は、第3期、第4期計画とともに平成26年度までの目標を掲げ、その目標を達成する仕上げになる計画であるとともに、高齢化が本格化する平成27(2015)年度以降も見据えた計画として位置づけ、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの本市の高齢者保健福祉施策の基本となるものです。

そのため、前計画から引き続き、「元気」、「予防・改善」、「安心」の3本柱を計画の基本とし、高齢者が住み慣れた地域で多様な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、本市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保し、平成23年度において第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うものです。

2 計画の課題

本市では、これまで「元気(元気な高齢者は、ますます元気に)」、「予防・改善(介護が必要とならないための施策の推進、要介護状態の改善)」、「安心(住み慣れた地域で安心して介護が受けられる体制整備)」を計画の3本柱として高齢者施策の強化を図ってきました。

その課題を総括的に記載します。

○「元気」

超高齢化社会を迎え、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たすことができるようにするために、より一層の事業の拡充が必要です。

○「予防・改善」

高齢者が介護を必要とする状態にならないように、健康でいきいきとした生活を送るため、介護予防事業への参加者を増やし、その効果を向上させることが必要です。また、介護予防事業を理解していただくため、より一層の普及・啓発が必要です。

○「安心」

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするために居宅・介護予防サービス等の充実、施設・居住系サービスの整備が必要です。新設される居宅サービスとともに、より一層の基盤整備が必要です。

3 計画の理念・目的・基本方針

計画の基本理念と施策体系は、岡山市都市ビジョン(新・岡山市総合計画)に掲げる本市がめざす都市像の実現のため、「高齢者が安心していきいきと暮らせる岡山型福祉を組み立てる」を基本理念として、引き続き「元気」、「予防・改善」、「安心」を計画の3本柱とします。

また、第5期計画では、新たに「地域包括ケアシステムの実現」を重点施策とします。

(1)めざす都市像と基本理念

- 本市がめざす都市像

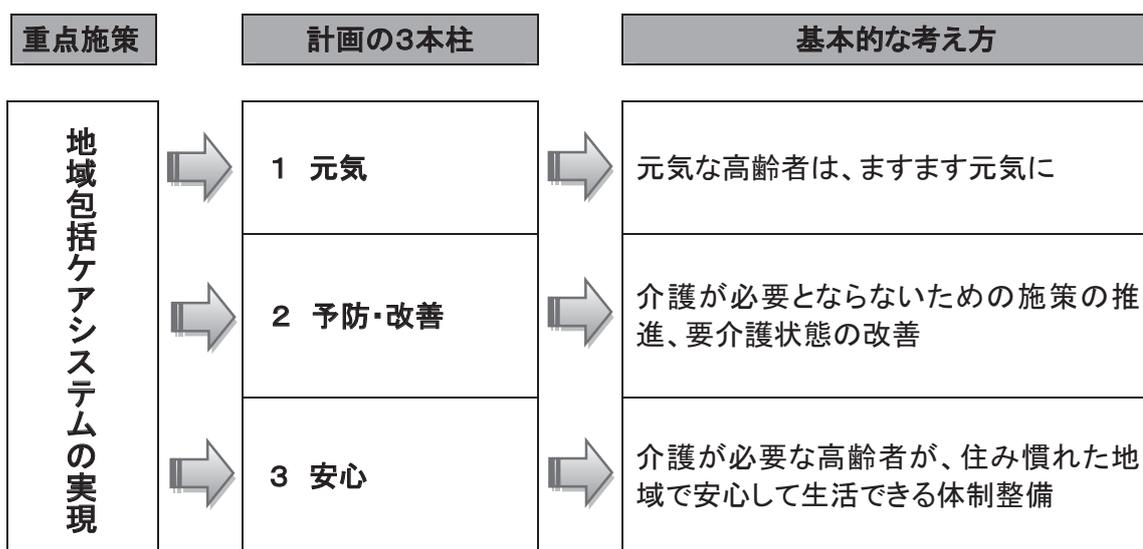
**水と緑が魅せる心豊かな庭園都市
中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市**

- 基本理念

高齢者が安心していきいきと暮らせる岡山型福祉を組み立てる

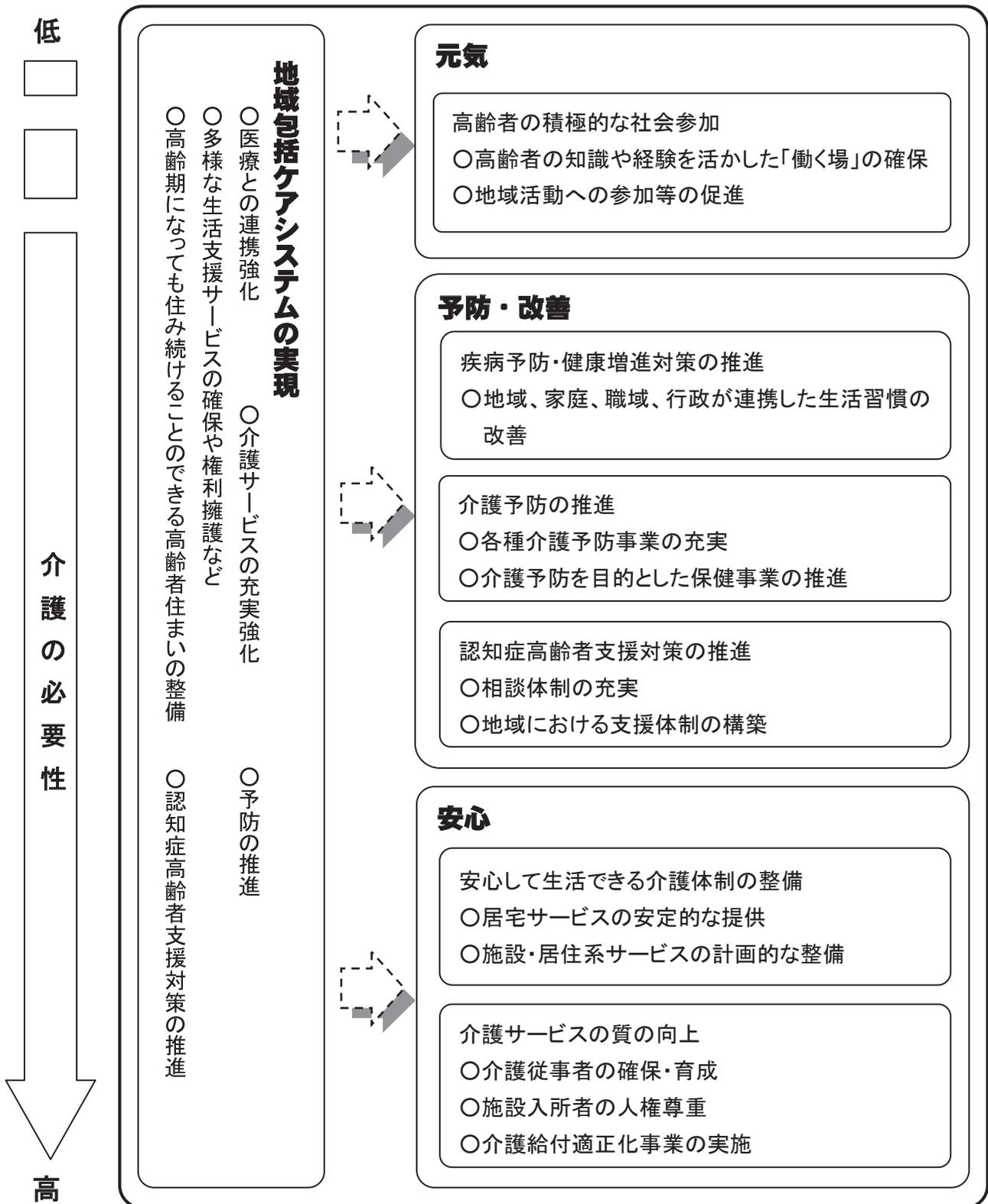
岡山市都市ビジョン(新・岡山市総合計画)より

(2)重点施策



(3) 施策展開の視点

計画の3本柱を基本として、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、元気な方の健康づくりから、介護が必要な方の生活支援までライフサイクルや生活状況に応じた幅広いサービス提供を目指します。



4 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と一体的に策定するもので、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

※基本指針・・・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

5 計画策定に向けた取組及び体制

本計画は、岡山市保健福祉政策審議会において、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者など、市民の方々の意見を聴きながら策定しました。

また、本市の高齢者の実態を把握し、本計画策定のための基礎資料、今後の事業運営の参考とするため、平成23年1月に「65歳以上の方への生活調査」を行いました。

なお、庁内においては、保健福祉企画総務課、高齢者福祉課、介護保険課、保健管理課など高齢者の保健福祉等に関係する部署の協働による検討・協議を行うとともに、適宜、岡山県との連携を図りながら、本計画の策定を行いました。

※「65歳以上の方への生活調査」

調査対象者	回答数
3,000人	
65歳以上の市民で 要支援・要介護認定を受けていない者又は要介護2以下の認定を受けている者から無作為抽出	2,541 (84.7%)

6 計画期間・進行管理

本計画の期間は平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの3年間です。

本計画策定後の点検は随時、計画の進捗状況を把握・評価するとともに、施策の見直し・調整を行い、計画内容の実現に向け、適切な進行管理に努めます。

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第1期計画														
			第2期計画											
						第3期計画								
									第4期計画					
												第5期計画		

(注) 第2期までは、3年ごと5年を1期として策定

7 他制度による計画等の整合調和

本計画は、上位計画である岡山市都市ビジョン(新・岡山市総合計画)や岡山県介護保険事業支援計画等との整合を図っています。

8 日常生活圏域

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

本市では、次のことから、中学校区を日常生活圏域の単位として36圏域を設定しています。

- 小学校区・中学校区という単位は、市民生活に馴染みが深いこと。また、本市の保健福祉行政では、中学校区を基にした6か所の福祉事務所の所管区域で分け、市民サービスを提供していること。
- 本市では、従来から、原則として配食サービスの提供などを中学校区単位で行ってきたこと。
- 人口規模や高齢化率は、小学校区より中学校区の方が偏りが少ないこと。

図表 1 日常生活圏域別要介護認定者数等(平成23年9月末現在)

(単位:人、%)

福祉事務所	日常生活圏域(中学校区)	人口	高齢者数	高齢化率	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者計
北区中央	岡山中央	17,836	4,690	26.3	96	154	222	238	155	140	131	1,136
	岡北	20,928	5,009	23.9	75	172	222	195	162	126	137	1,089
	石井	22,388	5,801	25.9	71	207	254	291	179	136	146	1,284
	桑田	36,030	6,019	16.7	91	230	226	302	169	154	172	1,344
	岡輝	21,484	5,207	24.2	71	200	228	279	174	129	142	1,223
	御南	28,213	2,992	10.6	27	72	82	142	97	63	52	535
	吉備	30,118	5,566	18.5	42	149	202	243	152	121	106	1,015
	小計	176,997	35,284	19.9	473	1,184	1,436	1,690	1,088	869	886	7,626
北区北	京山	24,097	4,649	19.3	141	127	180	201	151	123	99	1,022
	中山	21,427	5,355	25.0	170	126	141	226	158	116	129	1,066
	香和	19,748	4,459	22.6	148	100	114	189	160	111	113	935
	高松	17,800	4,486	25.2	162	199	187	219	155	108	115	1,145
	足守	7,098	2,353	33.2	179	164	125	167	102	85	86	908
	御津	9,718	3,191	32.8	125	57	104	108	79	91	101	665
	建部	6,222	2,347	37.7	82	65	94	81	61	76	74	533
	小計	106,110	26,840	25.3	1,007	838	945	1,191	866	710	717	6,274
中区	東山	18,441	4,313	23.4	104	142	214	231	154	122	112	1,079
	操山	29,780	6,040	20.3	193	163	183	280	165	151	162	1,297
	操南	25,414	5,048	19.9	115	113	169	206	145	138	129	1,015
	富山	13,579	3,439	25.3	62	79	89	144	93	88	77	632
	竜操	35,915	6,868	19.1	127	172	239	272	172	170	128	1,280
	高島	18,956	4,444	23.4	77	139	166	216	135	98	104	935
	小計	142,085	30,152	21.2	678	808	1,060	1,349	864	767	712	6,238
	東区	旭東	28,370	6,067	21.4	105	153	167	221	181	125	130
上南		6,804	1,899	27.9	63	57	78	89	63	57	57	464
西大寺		21,824	5,704	26.1	133	126	245	265	213	138	165	1,285
山南		9,126	2,972	32.6	64	124	119	150	103	73	101	734
上道		16,595	3,627	21.9	72	90	127	130	92	87	87	685
瀬戸		14,883	4,045	27.2	114	84	139	135	74	80	103	729
小計		97,602	24,314	24.9	551	634	875	990	726	560	643	4,979
南区西		妹尾	13,497	3,108	23.0	50	85	100	118	104	71	82
	福田	11,928	2,258	18.9	26	69	107	87	73	60	58	480
	興除	14,232	3,306	23.2	55	87	121	151	100	88	92	694
	藤田	13,023	3,011	23.1	79	90	120	109	81	54	52	585
	灘崎	16,128	3,953	24.5	79	121	158	198	105	96	105	862
	小計	68,808	15,636	22.7	289	452	606	663	463	369	389	3,231
	南区南	福浜	26,903	4,836	18.0	88	148	132	167	140	106	111
福南		17,402	4,531	26.0	102	121	130	147	102	77	105	784
芳泉		27,671	4,449	16.1	77	145	105	202	116	98	100	843
芳田		21,680	3,493	16.1	93	98	81	134	97	71	83	657
光南台		6,507	1,766	27.1	70	71	73	67	48	41	50	420
小計		100,163	19,075	19.0	430	583	521	717	503	393	449	3,596
その他	-	-	274	-	17	14	29	38	32	30	42	202
岡山市計		691,765	151,575	21.9	3,445	4,513	5,472	6,638	4,542	3,698	3,838	32,146

(注)人口は住民基本台帳人口です。

高齢者数は第1号被保険者数です。

認定者数は第2号被保険者数を含みます。

福祉事務所欄の「その他」は、住所地特例施設に入所又は入居する者です。

Ⅱ. 高齢者・要介護（要支援）認定者の状況

1 高齢者の現状

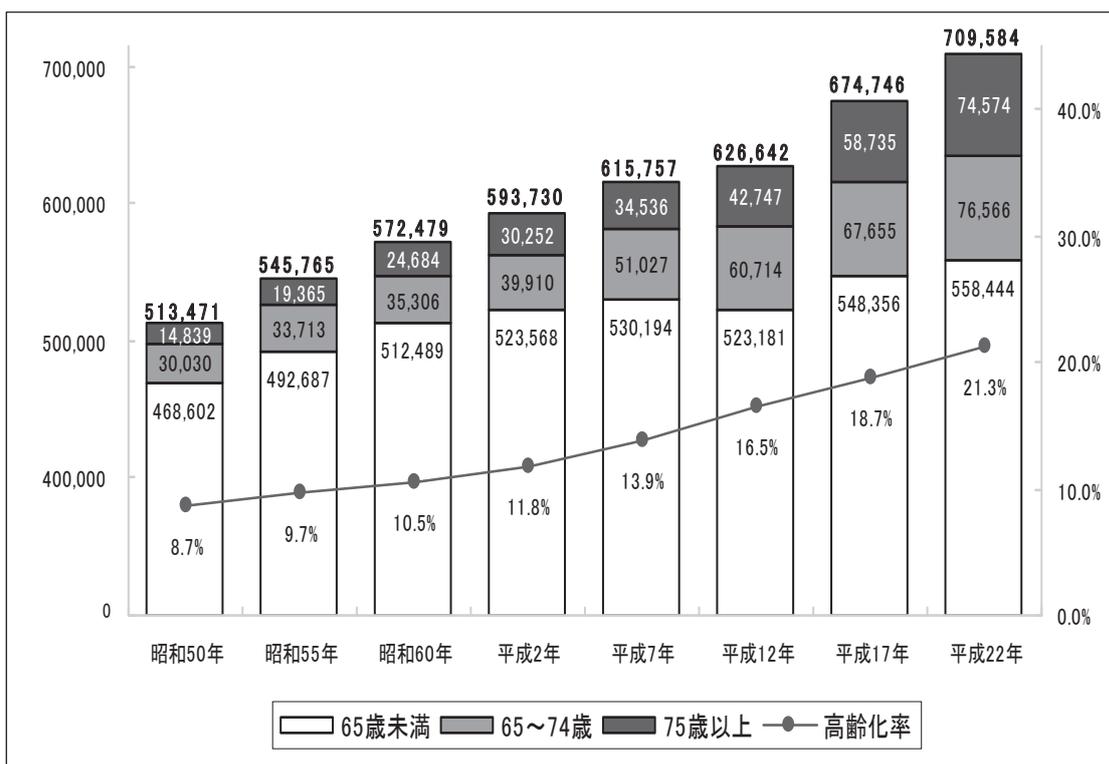
(1)人口構造

本市の人口(国勢調査による)は、介護保険制度が開始した平成12年では626,642人で、そのうち、65歳以上の高齢者数は103,461人(高齢化率16.5%)でした。平成22年では、人口は709,584人で、高齢者数は151,140人(高齢化率21.3%)に増加しました。

高齢者数のうち、65歳以上74歳未満の前期高齢者数は、昭和60年に35,306人(人口比率6.2%)、平成22年はその2倍を超える76,566人(人口比率10.8%)でした。75歳以上の後期高齢者数は、昭和60年に24,684人(人口比率4.3%)、平成22年はその3倍を超える74,574人(人口比率10.5%)でした。

現在、5人に1人が高齢者で、高齢者のうち2人に1人が健康や介護が問題となってくる後期高齢者となっており、これらの割合は、今後も増加していくものと見込まれます。

図表 2 人口と高齢化率の推移



資料:国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の状況

平成22年の国勢調査では高齢者のいる世帯は、全世帯の33.1%を占め、年々増加の傾向にあります。同様に高齢者の単独世帯も増加しており、高齢者世帯の25%以上を占めています。

また、その中でも女性の単独世帯の占める割合が高く、70%以上となっています。一方で同居世帯の割合は、減少する傾向にあります。

図表 3 高齢者のいる世帯の状況 (単位:世帯(%))

		平成12年	平成17年	平成22年	
世帯総数		244,010	271,731	296,790	
65歳以上の高齢者のいる世帯	単独世帯	16,085(23.1)	21,725(25.9)	25,740(26.2)	
	内訳	男	3,596(22.4)	5,732(26.4)	6,616(25.7)
		女	12,489(77.6)	15,993(73.6)	19,124(74.3)
	高齢者夫婦世帯	20,338(29.2)	23,363(27.9)	23,576(24.0)	
	高齢者同居世帯	33,341(47.8)	38,706(46.2)	48,856(49.8)	

資料: 国勢調査

(3) 高齢者の健康の状況

平成22年度に実施した「65歳以上の方への生活調査」によると、高齢者の方は、現在の健康状態について、「大いに健康」9.9%、「まあ健康」63.9%、「あまり健康でない」18.7%と回答しており、約7割の高齢者が、概ね健康であると自覚しています。

しかしながら、高齢期になると、加齢に伴い、心身の機能が低下し、様々な病気にかかりやすくなり、転倒の危険性が増してきます。また、高齢者にみられる主な疾病(次表参照)は、慢性的に進行するものや療養期間が長くなりがちなものが多くなります。このことはさらに高齢者の心身の活動量を低下させ、容易に要介護状態へ移行することにつながることから、生活習慣病の予防・閉じこもり予防・転倒防止に重点を置いた対策が必要です。さらに、高齢化による認知症の増加や高齢者うつといった精神疾患への対策も必要となっていきます。

今後は高齢者が健康な生活を送るため、「健康市民おかやま21」の推進による健康づくりや効果的な介護予防事業の実施による要介護状態への移行の予防と要介護状態の改善に重点を置いた対策が必要となります。

図表 4 高齢者(65~74歳)にみられる主な疾病 (平成22年度)

疾患区分	全体の件数	うち高齢者件数	高齢者件数割合
循環器系疾患	74,384	52,958	71.2%
高血圧疾患	208,774	148,106	70.9%
視器の疾患	141,855	87,710	61.8%
骨及び運動器疾患	125,785	81,279	64.6%
新生物	55,050	34,369	62.4%

資料: 岡山市国民健康保険疾病分類別統計表

また、本市の年齢別死亡原因をみると、65歳以上の上位4位は、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患であり、死亡原因の約3分の2を占めています。

今後の対応については、健康診査をはじめとする介護予防事業を充実させ、疾病の早期発見・早期治療を図っていくことが重要になります。

図表 5 年齢別死亡原因(上位5位) (平成22年度)

40歳～64歳			65歳以上		
疾患区分	実数	構成比	疾患区分	実数	構成比
悪性新生物	348	45.3%	悪性新生物	1,396	26.7%
心疾患	87	11.3%	心疾患	856	16.4%
自殺	72	9.4%	肺炎	601	11.5%
脳血管疾患	56	7.3%	脳血管疾患	590	11.3%
不慮の事故	38	4.9%	老衰	204	3.9%

資料:岡山市人口動態統計(外国人を含む。)

2 要介護(要支援)認定者等の現状

(1)要介護(要支援)認定者

要介護(要支援)認定者数は、介護保険制度開始年度の平成12年9月末時点で15,405人、認定率(第2号被保険者数含む。)は15.0%でした。平成23年9月末時点では、要介護(要支援)認定者数は32,146人、認定率21.2%となっています。概ね、介護保険制度開始時から、要介護(要支援)認定者数は2倍を超えています。

要介護度別人数は、近年、要介護2が最も多く、次いで要介護1が多い状態が続いています。認定率も年々上昇しています。

図表 6 要介護(要支援)認定者数等の推移

(単位:人)

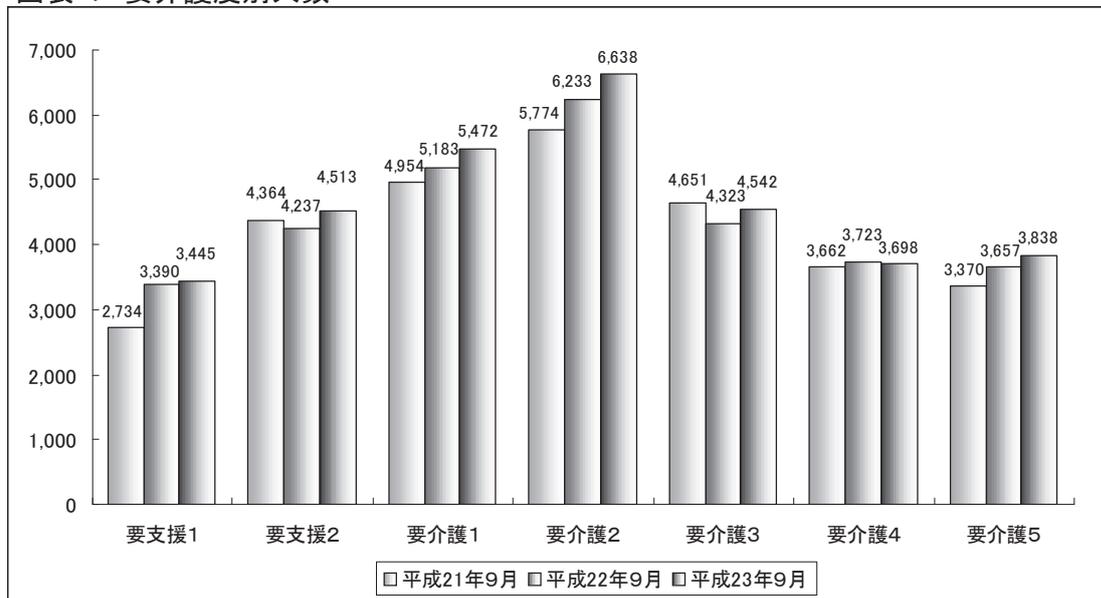
	平成12年9月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
要支援1	2,414		2,734	3,390	3,445
要支援2	-		4,364	4,237	4,513
要介護1	4,261		4,954	5,183	5,472
要介護2	2,826		5,774	6,233	6,638
要介護3	2,275		4,651	4,323	4,542
要介護4	1,988		3,662	3,723	3,698
要介護5	1,641		3,370	3,657	3,838
認定者数	15,405		29,509	30,746	32,146
第1号被保険者数	102,908		146,973	149,790	151,575
認定率	15.0%		20.1%	20.5%	21.2%

資料:介護保険事業状況報告

要介護(要支援)認定者数には第2号被保険者数を含む。

平成12年9月の「要支援1」は「要支援」とする。

図表 7 要介護度別人数



(2)65歳以上の方への生活調査

本市の高齢者の実態を把握し、本計画策定のための基礎資料、今後の事業運営の参考とするため、平成23年1月に「65歳以上の方への生活調査」を行いました。

65歳以上の市民の方のうち、要支援・要介護認定を受けていない方又は要介護2以下の認定を受けている方から3,000人を対象として調査を行い、回答率は84.7%でした。

国の「生活支援ソフト」による要介護状態になるリスク状況をみると、「虚弱者」21.9%、「運動器」33.6%、「閉じこもり予防」12.9%、「口腔機能」28.6%、「栄養」2.3%、「認知症」44.0%、「うつ」30.5%となっています。

今後の高齢者保健福祉施策については、認知症の対策が必要となっています。

図表 8 要介護状態のリスク状況 (単位: %)

	虚弱者	運動器	閉じこもり	口腔機能	栄養	認知症	うつ
全域	21.9	33.6	12.9	28.6	2.3	44.0	30.5

(3)特別養護老人ホーム入所待機者の状況

平成23年7月1日現在の特別養護老人ホームの待機者の状況は、次表のとおりとなっており、待機者総数は3,281人で、3年前の調査と比較して1,032人の増加となっています。

本市では、平成21年度から平成23年度までの間に特別養護老人ホームを348床創設整備しましたが、それでもこれだけの待機者が増加している原因としては、要介護者数自体が増加していることに加え、居宅介護に比べて施設入所の方が安心感があり、かつ、入所費用の割安感があること等があげられます。

また、本計画策定に先立ち行った特別養護老人ホームの入所待機者に対するアンケート調査において、「今すぐ入所はしなくてもよいが、すぐに入所できないので申し込んでいる」と「もう少し(1年以上)現在の生活が可能である」の回答割合が60%を超える結果となっています。特別養護老人ホームへ申し込んでもすぐに入所できない現状が、入所が緊急的に必要ない待機者をさらに増加させる原因の一つになっています。

待機者の解消策として、特別養護老人ホームの適正な整備を計画的に図っていくとともに、平成24年4月から適用する「岡山市特別養護老人ホーム入所指針」に基づく定期的な入所申込者の状況調査等により、緊急に入所を望んでいる待機者を把握し、待機者の解消を図っていきます。また、保健・福祉・医療の連携により、健康づくり、介護予防施策を積極的に推進し、居宅サービスのさらなる充実を図ることにより、施設サービスから居宅サービスへの需要の転換を図る必要があります。

図表 9 入所待機者(在宅)の状況 (単位: 人)

認定状況	
自立・要支援	188
要介護1	731
要介護2	887
要介護3	693
要介護4	434
要介護5	248
その他(注)	100
合計	3,281

(注)要介護度不明等

Ⅲ. 介護保険事業の現状

1 給付実績の現状

(1) 介護保険サービス利用者

居宅介護(介護予防)サービスについては、平成23年9月利用者数が19,681人で、年々利用者数は増加しています。要介護度別では、要介護2の利用者数が最も多くなっています。

地域密着型(介護予防)サービスについては、平成23年9月利用者数が2,633人で、制度開始年度の平成18年9月利用者数の2倍を超えています。要介護度別では、要介護3の利用者数が最も多くなっています。

施設介護サービスについては、平成23年9月利用者数が4,296人で、要介護度別では、要介護5の利用者数が最も多くなっています。

図表 10 居宅介護(介護予防)サービス要介護度別利用者数 (単位:人、%)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	割合										
要支援1	919	5.9	1,549	9.4	1,397	8.1	1,561	8.6	1,900	10.1	1,907	9.7
要支援2	1,154	7.4	2,329	14.1	2,747	16.0	2,940	16.1	2,829	15.1	2,967	15.1
経過的要介護	1,114	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要介護1	5,270	33.7	3,796	23.1	3,497	20.4	3,604	19.8	3,745	20.0	3,849	19.6
要介護2	2,976	19.0	3,736	22.7	4,112	24.0	4,303	23.6	4,589	24.5	5,006	25.4
要介護3	2,052	13.1	2,600	15.8	2,781	16.2	2,931	16.1	2,692	14.4	2,871	14.6
要介護4	1,297	8.3	1,504	9.1	1,608	9.4	1,747	9.6	1,755	9.4	1,743	8.9
要介護5	848	5.4	948	5.8	1,007	5.9	1,121	6.2	1,249	6.7	1,338	6.8
合計	15,630	100.0	16,462	100.0	17,149	100.0	18,207	100.0	18,759	100.0	19,681	100.0

資料:介護保険事業状況報告
各年度9月利用分

図表 11 地域密着型(介護予防)サービス要介護度別利用者数

(単位:人、%)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	割合										
要支援1	0	0.0	4	0.3	3	0.2	15	0.7	20	0.8	25	0.9
要支援2	7	0.5	19	1.2	25	1.3	28	1.3	32	1.3	36	1.4
経過的要介護	2	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要介護1	271	20.9	249	16.4	288	15.2	317	14.9	369	15.4	386	14.7
要介護2	334	25.8	396	26.0	446	23.5	452	21.3	508	21.2	546	20.7
要介護3	364	28.1	430	28.3	586	30.9	623	29.3	643	26.8	708	26.9
要介護4	223	17.2	288	18.9	345	18.2	440	20.7	498	20.8	531	20.2
要介護5	93	7.2	135	8.9	202	10.7	249	11.7	328	13.7	401	15.2
合計	1,294	100.0	1,521	100.0	1,895	100.0	2,124	100.0	2,398	100.0	2,633	100.0

資料:介護保険事業状況報告
各年度9月利用分

図表 12 施設介護サービス要介護度別利用者数

(単位:人、%)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	割合										
要支援1	4	0.1	4	0.1	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要支援2	7	0.2	5	0.1	4	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要介護1	233	5.8	184	4.3	145	3.5	133	3.2	165	3.9	158	3.7
要介護2	469	11.8	511	12.0	475	11.5	464	11.2	472	11.0	500	11.6
要介護3	848	21.3	843	19.9	875	21.2	873	21.0	857	20.0	838	19.5
要介護4	1,154	29.0	1,288	30.4	1,238	30.0	1,230	29.6	1,197	28.0	1,182	27.5
要介護5	1,268	31.8	1,407	33.2	1,389	33.7	1,454	35.0	1,585	37.1	1,618	37.7
合計	3,983	100.0	4,242	100.0	4,127	100.0	4,154	100.0	4,276	100.0	4,296	100.0

資料:介護保険事業状況報告
各年度9月利用分

(2) 介護保険サービス給付費

介護保険事業における1か月の給付費は、平成23年9月利用分において約3,680百万円で、介護予防サービスが始まった年度の平成18年9月利用分に比べ約1,008百万円、37.7%上昇しています。

居宅介護(介護予防)サービス給付費は、年々上昇していますが、給付費全体に占める割合は、ほぼ横ばい状態です。

地域密着型(介護予防)サービス給付費は、介護予防サービスと同様、平成18年4月に開始したサービスで、給付費全体に占める割合も年々上昇しています。

施設介護サービス給付費は、給付費全体に占める割合が年々減少しています。

図表 13 介護給付費の実績

(単位:百万円、%)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	割合										
居宅介護 (介護予防)	1,397	52.3	1,514	52.0	1,631	53.2	1,792	53.5	1,875	53.6	1,990	54.1
地域密着型 (介護予防)	292	10.9	339	11.6	416	13.6	474	14.2	527	15.1	571	15.5
施設介護	983	36.8	1,060	36.4	1,021	33.3	1,083	32.3	1,099	31.4	1,119	30.4
合計	2,672	100.0	2,913	100.0	3,068	100.0	3,349	100.0	3,501	100.0	3,680	100.0

資料: 介護保険事業状況報告
各年度9月利用分

2 サービス資源の現状

平成20年度から平成23年度までにおいて、岡山市内の介護保険サービス事業所数と施設・居住系サービスの定員は、次のとおり推移しています。

事業所数は、通所介護のサービス事業所が39増加し、最も多く増加しています。

定員は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が203人増加し、最も多く増加しています。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、平成23年12月現在、岡山市内にサービス事業所はありません。

図表 14 サービス別事業所数と定員 (単位:事業所、人)

	平成20年度	平成23年度	増減
訪問介護	163	181	18
訪問入浴介護	3	6	3
訪問看護	43	43	0
通所介護	197	236	39
通所リハビリテーション	56	56	0
短期入所生活介護	41	49	8
短期入所療養介護	30	30	0
特定施設入居者生活介護	42 (1,780)	46 (1,965)	4 (185)
福祉用具貸与	30	32	2
特定福祉用具販売	35	33	▲2
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	18	18	0
小規模多機能型居宅介護	22	36	14
認知症対応型共同生活介護	104 (1,471)	107 (1,567)	3 (96)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	4 (116)	11 (319)	7 (203)
居宅介護支援	192	202	10
介護老人福祉施設	35 (2,228)	35 (2,228)	0 (0)
介護老人保健施設	20 (1,873)	21 (1,955)	1 (82)
介護療養型医療施設	14 (317)	12 (243)	▲2 (▲74)

(注)各年度9月末時点

()内は定員数

「みなし事業所」は計上していません。

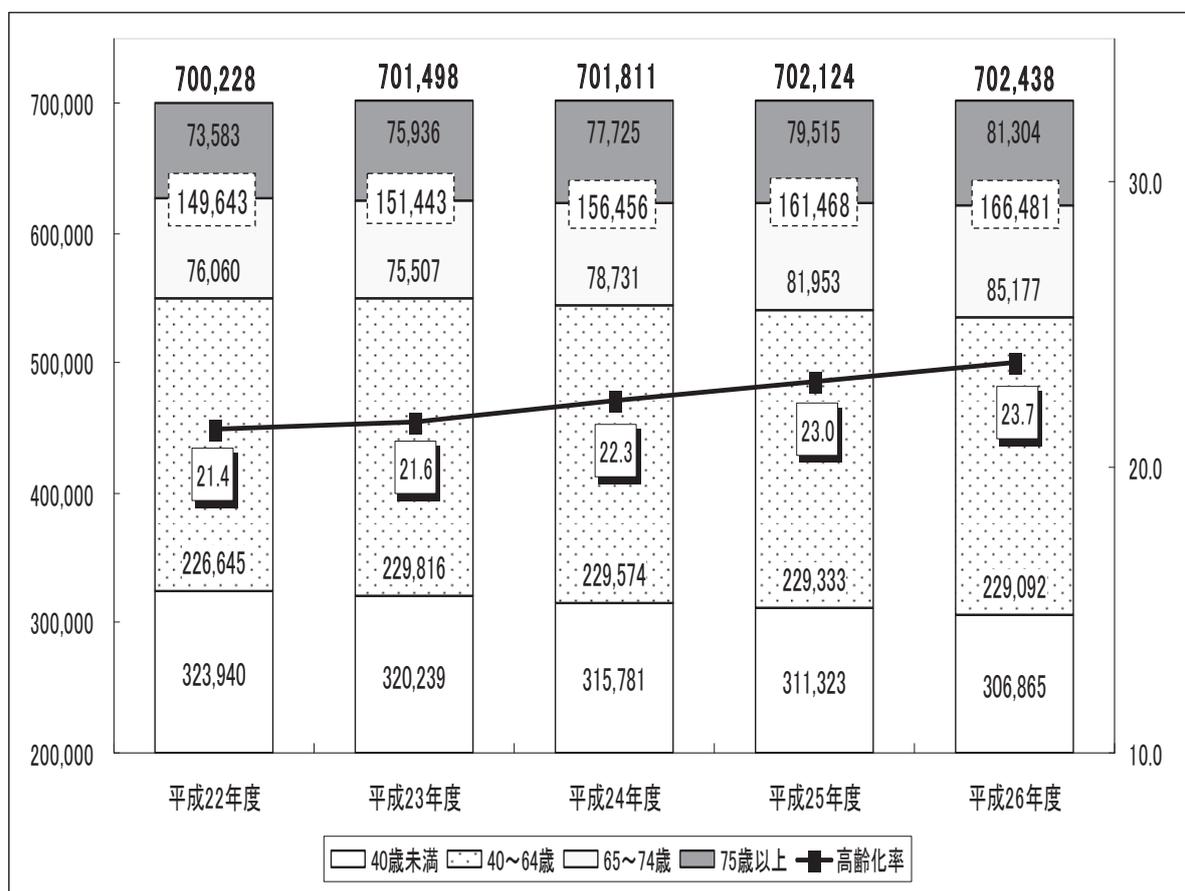
IV. 介護保険事業計画の概要

1 人口及び被保険者数の推計

平成26年度の総人口は、702,438人で、平成23年度の701,498人より940人増加し、0.1%上昇すると推計します。平成22年度から平成23年度までの1年間で1,270人増と比較すると、伸びは衰え、平成27年度以後、横ばいから減少に向かうことも予測されます。

高齢者数は、平成26年度に166,481人で、平成23年度の151,443人から15,038人、9.9%上昇します。高齢化率は、平成23年度の21.6%から平成26年度の23.7%に上昇します。前期・後期高齢者別に同時期で比較すると、前期高齢者数は9,670人、12.8%、後期高齢者数は5,368人、7.1%の上昇が見込まれます。いわゆる団塊の世代が高齢者の世代となる第5期計画期間は、高齢化率が比較的大きく上昇する期間となります。

図表 15 高齢者人口の将来推計



2 要介護(要支援)認定者数の推計

要介護(要支援)認定者数についても、高齢者数の増加とともに、年々、増加するものと見込まれます。平成24年度で33,034人、平成25年度で34,057人、平成26年度で35,082人と、1年間で約1千人の上昇を見込んでいます。

ただし、認定率(第1・2号要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数)は、毎年21.1%で横ばい状態です。これは、前述のように、第5期計画期間は、いわゆる団塊の世代が高齢者の世代となる期間で、これにより前期高齢者数が増加します。前期高齢者数は、後期高齢者数と比べ認定率が低いため、結果的に認定率は横ばい状態になるものと見込まれます。団塊の世代が後期高齢者になる時期は、認定率が大きく上昇するものと見込まれます。

要介護度別の認定者数は、要介護2の割合が最も多くなります。

図表 16 第1号被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の見込 (単位:人、%)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
総人口(a)		701,811		702,124		702,438	
第1号被保険者数(b)		156,456	100.0	161,468	100.0	166,481	100.0
	うち前期高齢者数	78,731	50.3	81,953	50.8	85,177	51.2
	うち後期高齢者数	77,725	49.7	79,515	49.2	81,304	48.8
高齢化率(b/a)		22.3		23.0		23.7	
要介護(要支援)認定者数(c)		33,034	100.0	34,057	100.0	35,082	100.0
要支援計		8,074	24.4	8,244	24.2	8,424	24.0
	要支援1	3,560	10.8	3,634	10.7	3,712	10.6
	要支援2	4,514	13.7	4,610	13.5	4,712	13.4
要介護計		24,960	75.6	25,813	75.8	26,658	76.0
	要介護1	5,693	17.2	5,874	17.2	6,051	17.2
	要介護2	6,815	20.6	7,039	20.7	7,260	20.7
	要介護3	4,693	14.2	4,860	14.3	5,025	14.3
	要介護4	3,861	11.7	4,002	11.8	4,143	11.8
	要介護5	3,898	11.8	4,038	11.9	4,179	11.9
認定率(c/b)		21.1		21.1		21.1	

(注) 要介護(要支援)認定者数には第2号被保険者数を含みます。

3 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

1か月当たりの居宅介護(介護予防)サービス利用者数は年々増加し、要介護度別でもすべての要介護度において、利用者数は増加していくものと見込んでいます。1か月当たりの地域密着型(介護予防)サービス利用者数においても、同様の傾向にあります。

施設介護サービス利用者数は、国の基本指針に、「平成26年度において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスを要介護2以上の者が利用すると見込み、それらのサービスの利用者数の合計数のうちの要介護4及び要介護5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標として設定すること」と規定されているため、基本指針に沿った利用者数を見込んでいます。

図表 17 1か月当たりの居宅介護(介護予防)サービス要介護度別利用者数の推計

(単位:人、%)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	2,067	10.5	2,155	10.4	2,247	10.3
要支援2	3,107	15.7	3,266	15.7	3,432	15.7
要介護1	4,043	20.5	4,267	20.6	4,479	20.5
要介護2	5,029	25.5	5,300	25.5	5,594	25.6
要介護3	2,736	13.9	2,902	14.0	3,078	14.1
要介護4	1,497	7.6	1,531	7.4	1,575	7.2
要介護5	1,254	6.4	1,333	6.4	1,417	6.5
合計	19,733	100.0	20,754	100.0	21,822	100.0

図表 18 1か月当たりの地域密着型(介護予防)サービス要介護度別利用者数の推計

(単位:人、%)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	25	0.9	26	0.9	27	0.8
要支援2	39	1.4	41	1.4	43	1.3
要介護1	399	14.0	413	13.6	429	13.3
要介護2	603	21.2	634	20.9	664	20.6
要介護3	738	25.9	781	25.8	823	25.6
要介護4	606	21.3	657	21.7	708	22.0
要介護5	439	15.4	481	15.9	527	16.4
合計	2,849	100.0	3,033	100.0	3,221	100.0

図表 19 1か月当たりの施設介護サービス要介護度別利用者数の推計

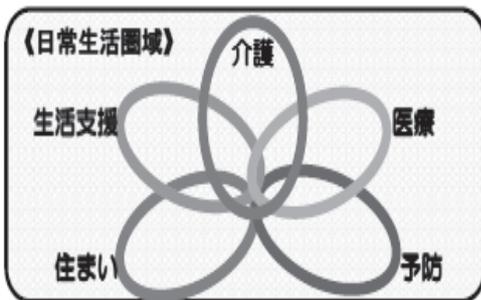
(単位:人、%)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要介護1	90	2.0	38	0.8	0	0.0
要介護2	531	11.9	552	12.0	549	11.8
要介護3	851	19.0	850	18.5	837	18.0
要介護4	1,331	29.7	1,402	30.6	1,454	31.3
要介護5	1,673	37.4	1,747	38.1	1,807	38.9
合計	4,476	100.0	4,589	100.0	4,647	100.0

V. 地域包括ケアシステムの実現

1 包括的、継続的に行われることが必要な事項

超高齢社会が進行する中、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指し、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の量的拡充を図る必要があります。また、単独・夫婦のみ世帯の増加、認知症を有する高齢者の増加、医療と介護の双方を要する者の増加など、要介護高齢者の状態像の変化を踏まえた地域でのサービスシステムの機能強化が不可欠です。



※「地域包括ケアシステム」

○ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制

○おおむね30分以内に駆けつけられる圏域、具体的には中学校区を基本とする

(1) 医療との連携強化

今後、要介護度の重度化や医療ニーズの高い高齢者が増加する中で、安心して医療・介護サービスを受けられる基盤を整備するため、医療と介護が連携して在宅サービスが受けられる環境の整備や、地域包括支援センターと病院、かかりつけ医、訪問看護ステーション等の関係者間の顔の見える関係づくりを進めます。

(2) 介護サービスの充実強化

介護サービスは、量的な整備とともに質の確保や向上が求められています。

住み慣れた地域で、できる限り自立した暮らしが送れるよう、必要なサービスの確保に努めるとともに、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスへの事業者の参入を促進するなど、介護サービスの充実強化を図っていきます。

また、施設面においても、介護老人福祉施設の待機者の将来的な解消や市域内の均衡あるサービス提供体制の構築、適正かつ質の高いサービスの提供などを目指し、介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の整備を推進していきます。

(3) 予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、高齢者が要介護状態になることや、要介護状態が悪化することを防ぐために「介護予防」を推進する必要があります。

要介護状態となるおそれのある高齢者の把握、効果的な介護予防事業を実施するための体制整備及び介護メニューづくり等を推進し、介護予防事業の充実を図ります。

(4)見守り、配食など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、配食サービス事業や緊急通報システム事業など、生活支援サービスを実施します。

また、地域包括支援センターが「安全・安心ネットワーク」など地域組織と連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

さらに、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るため、関係機関等との連携強化に努めてまいります。

(5)高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

高齢者にとって住みやすい住まいの実現は、自宅において安全で安心して暮らせる住環境の向上とともに、効果的な介護予防にもつながります。住み慣れた地域での居住の安定的な確保のため、制度面・施設面からの取組を進めていきます。

①制度面での取組

平成23年10月20日から「改正高齢者住まい法」が施行され、これまでの「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」及び「高齢者向け優良賃貸住宅」が、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化されました。

この制度は、①段差のない床やトイレ等への手すりの設置など高齢者の生活を支援する設備の設置と高齢者の安否確認サービス等のサービスの義務化、②当該住宅に居住するに当たり、不当に高齢者にとって不利となる契約とならないこと、などの要件が満たされた住宅を「登録」し、高齢者が、より安心して住宅を選定できる仕組みです。

本市では、高齢者の方々がこの制度をより実のある形で活用できるよう、保健福祉部局によるサービス内容の確認・検査や住宅部局による設備の確認・検査を適正かつ正確に行う仕組みづくりを行っています。

また、段差解消や手すりの設置など、高齢者の事故防止や生活支援にあたる住宅改善に対し、介護保険制度やすこやか住宅リフォーム制度などを活用し、高齢者の住環境の整備改善を進めます。

②施設面での取組

高齢者が安心して生活できる住まいとして、現在、西市市営住宅に28戸、芳田市営住宅に40戸、計68戸のシルバーハウジングを整備しています。

市営住宅の建替えに当たっては、エレベーターの設置（地上階数3階以上）や段差の解消、浴室等への手すりの設置などのバリアフリー化を図ることとしており、既存市営住宅においても、高齢者の申出に応じてトイレの洋式化や手すりの設置を行っています。

平成23年度からは、「高齢者向け地域優良賃貸住宅（サービス付き）」に係る先行的な取組として、高齢者生活支援施設を併設した岡山市型「地域優良賃貸住宅（高齢者型）」の取組を中心市街地重点整備エリアにおいてモデル的に実施しており、平成25年2月頃には、高齢者向け住宅30戸と訪問看護事業所等高齢者生活支援施設などを備えた施設が完成する予定です。

今後も、保健福祉部局と住宅部局の更なる連携強化はもとより、その他の関係する部局とも十分な連携・協力を推し進めていくことで、より市民ニーズに沿った取組となるよう、保健福祉の充実、「住」のセーフティーネットの強化、地域コミュニティの再生など総合的住宅政策を推進していきます。

※高齢者住まい法・・・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」

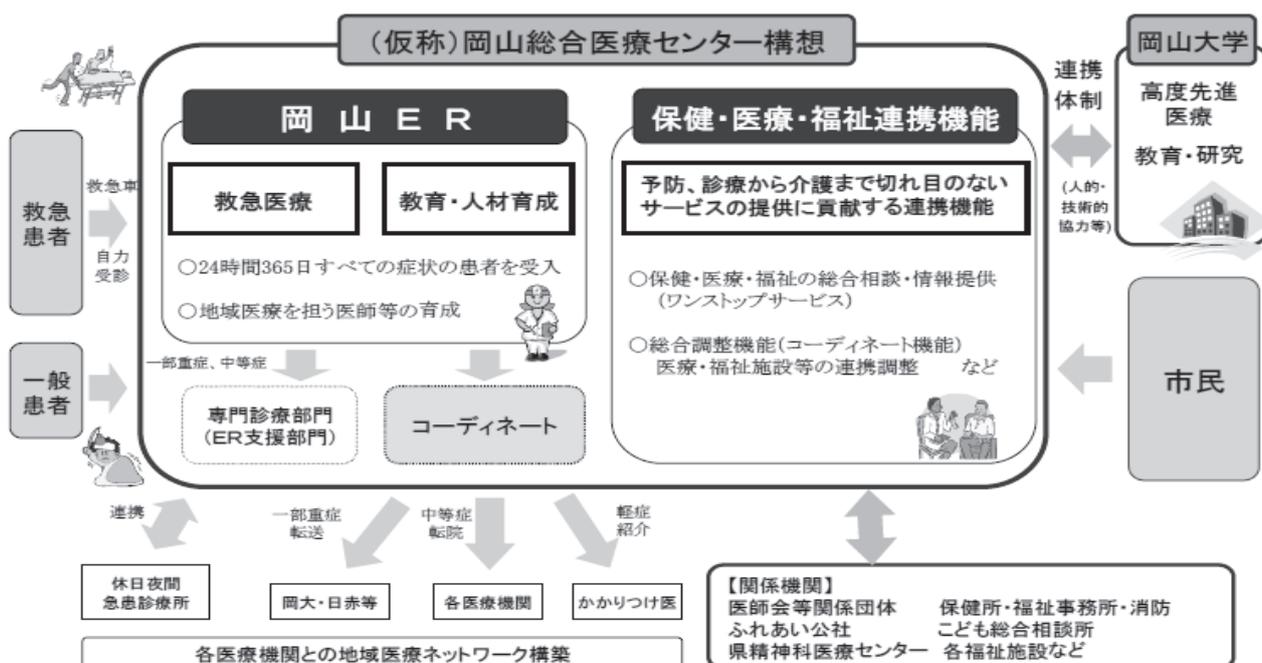
2 保健・医療・福祉の連携の強化

今後急速に進展する高齢化や保健・医療・福祉ニーズの変化に対応するため、平成27年度に(仮称)岡山総合医療センターを開設することとしています。この(仮称)岡山総合医療センターは、24時間365日、症状の程度や診療科にかかわらず全ての救急患者に対応する岡山ERの機能と、予防・診療から介護まで切れ目のないサービスの提供に貢献する連携機能(保健・医療・福祉連携機能)を担うことにより、市民が地域において安心して医療や介護を受けることができる基盤を整備することを目的としています。特に、この保健・医療・福祉連携機能の中では、保健・医療・福祉に関する総合的な相談や情報提供(ワンストップサービス)を行うとともに、保健・医療・福祉の関係者の研修・教育や、関係機関のネットワークの構築・連携の推進を図ってまいります。

第5期計画期間においては、こうした保健・医療・福祉の連携機能を構築していくための先駆けとなる取組を開始することとしており、具体的には、

- 岡山市における医療連携の在り方等に関する協議会において、在宅医療・介護の推進や急性期医療における連携の在り方等を協議する
- 地域レベルで医療・介護・福祉の関係者(多職種)が研修や意見交換を行い、顔の見える関係づくりを進める
- 地域住民も含めて在宅医療・介護サービスの在り方について考える在宅医療・介護推進普及啓発イベントを実施する
- 訪問診療に必要な知識・技術の習得や介護事業者との連携のための研修・支援を行うといった取組を進めてまいります。

<イメージ図> (仮称)岡山総合医療センター構想のイメージ



3 認知症高齢者支援対策の推進

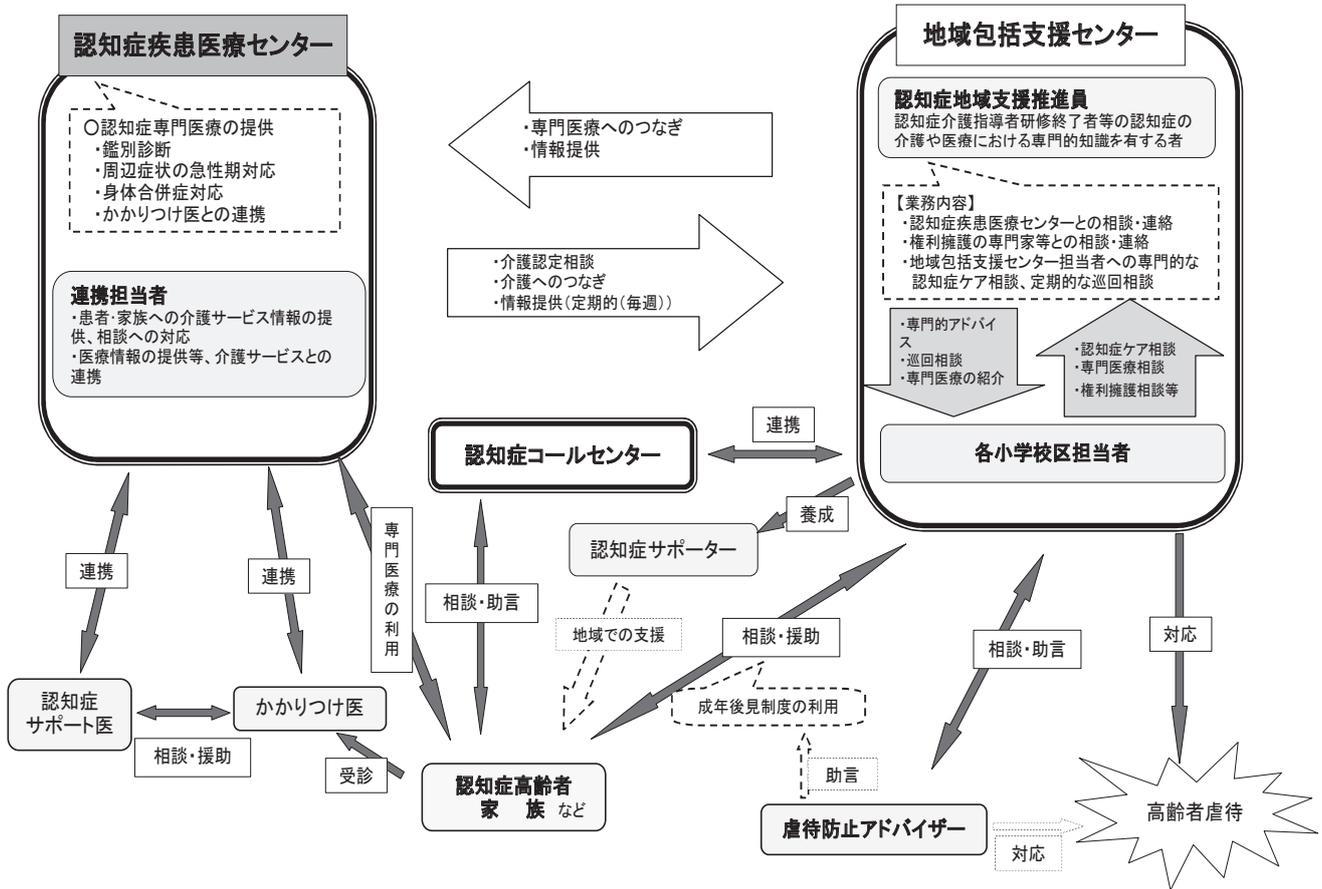
現在の要介護認定者約3万人のうち、何らかの認知症を有している高齢者は、1万7,000人を超えており、本人や家族を継続的に支援する体制の構築が求められているところです。

認知症の対応を適切に行うためには、早期発見がまず重要であり、認知症の疑いがある場合には、専門医療機関で早期に受診することにより、迅速な鑑別診療を行い、適切な医療や介護の方針を決定することが重要です。

そこで、平成23年度から、認知症疾患医療センターと認知症コールセンターを開設し、認知症の早期発見から介護サービスへの提供、介護されているご家族の支援を進めているところです。

併せて、認知症疾患医療センターや認知症コールセンターと緊密に連携するため、認知症対応の専門性を有する認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供を目指しています。

岡山市の認知症対策連携図



(1) 相談体制の充実

① 認知症コールセンター事業

認知症の知識や介護技術、介護・医療サービスなどの情報提供を行うとともに、介護の困難等に関する苦悩などをお聴きし、介護の負担が少しでも軽減できるよう、専門家や認知症介護経験者が電話相談に応じます。

(2) 地域における支援体制の構築

地域住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。そのためには、地域住民への普及啓発や地域における支援体制が重要になってきます。

① 認知症サポーター養成講座

地域住民への普及啓発として、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を地域で開催しています。認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でも多く増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

今後、小・中学生や企業等にも講座を拡大していきます。

図表 20

(単位:人)

サポーター養成人数(累計)	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
実績値	5,598	9,925	15,000
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	20,000	26,000	33,000

② 地域における支援体制の構築

地域包括支援センターが中心となり、地域組織と連携しながら、徘徊高齢者の見守りなど、認知症高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

③ 成年後見制度の活用

権利擁護が必要な認知症の高齢者やその家族が、成年後見制度を有効に活用できるよう引き続き支援していきます。

図表 21

(単位:件)

成年後見市長申立件数	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)
実績値	15	32	43

(3) 医療と介護の連携

① 認知症疾患医療センターの設置

岡山市は平成23年10月に総合病院岡山赤十字病院を認知症疾患医療センターとして指定しました。保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。

② 認知症地域支援推進員の配置

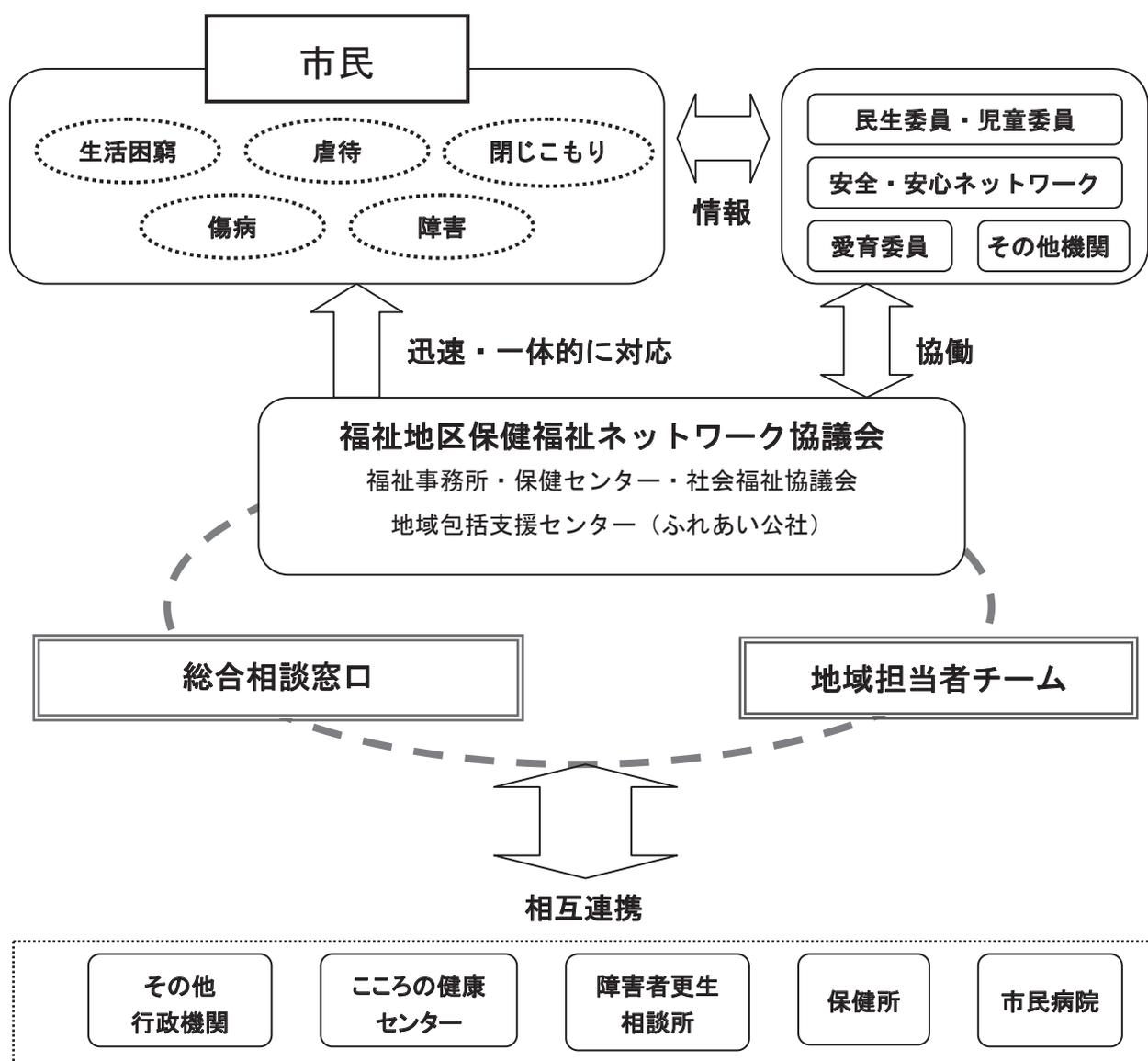
「認知症疾患医療センター」と緊密に連携する認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置することにより、地域の認知症ケアと医療との連携を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行います。

4 高齢者を地域全体で支える体制

(1)岡山市保健福祉ネットワーク事業

多様化する保健・医療・福祉に関する市民ニーズに対応するため福祉事務所所管区域ごとに組織されたネットワーク協議会により、虐待や介護などの困難事例に対して組織横断的な業務体制を整備しています。保健福祉会館に設置している保健・医療・福祉に関する「総合相談窓口」や、地域における保健・医療・福祉に関わる機関・団体等が連携しながら、支援を必要とする市民に、必要な保健福祉サービスがすばやく行き届くシステム・体制づくりを推進します。

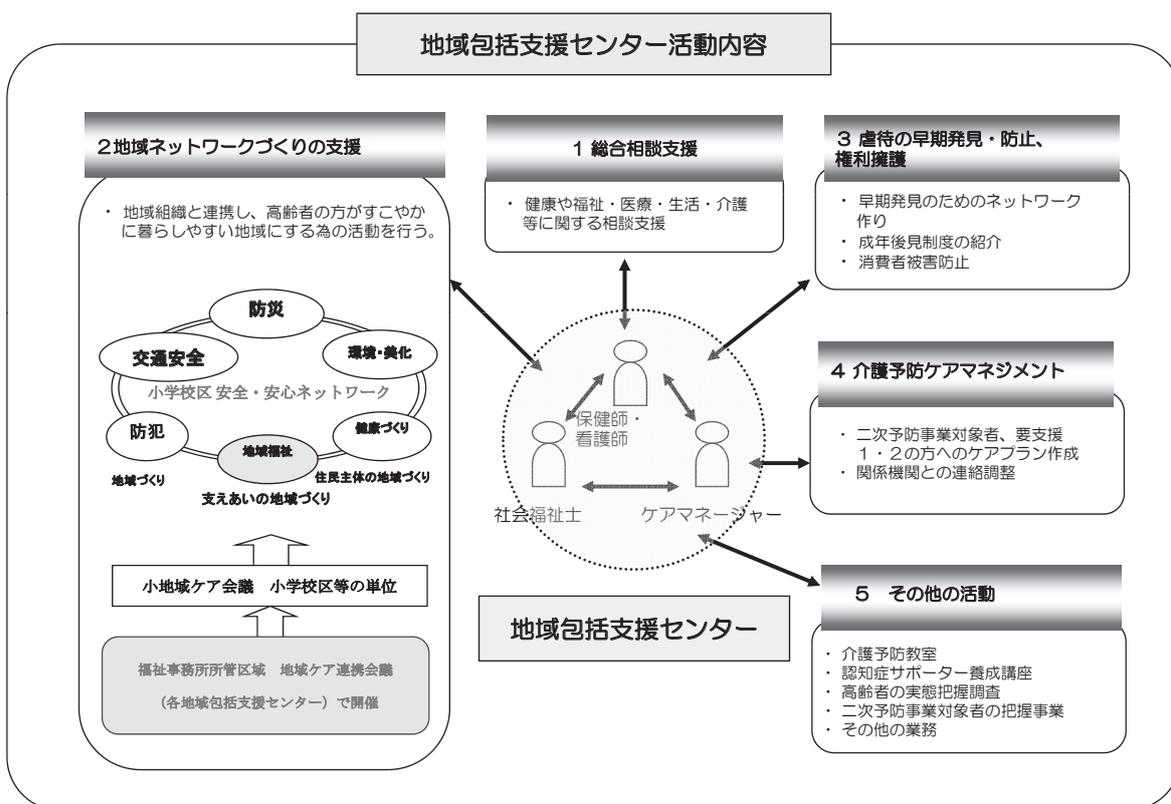
<イメージ図>



(2)地域包括支援センター

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。このためには、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活していけるよう、高齢者を地域全体が支える体制を構築する必要があります。

第4期計画に引き続き、地域包括支援センターの運営体制の整備を進め、地域包括支援センターが中心となり、地域組織と連携しながら高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進します。



①地域包括支援センターの運営体制等の整備

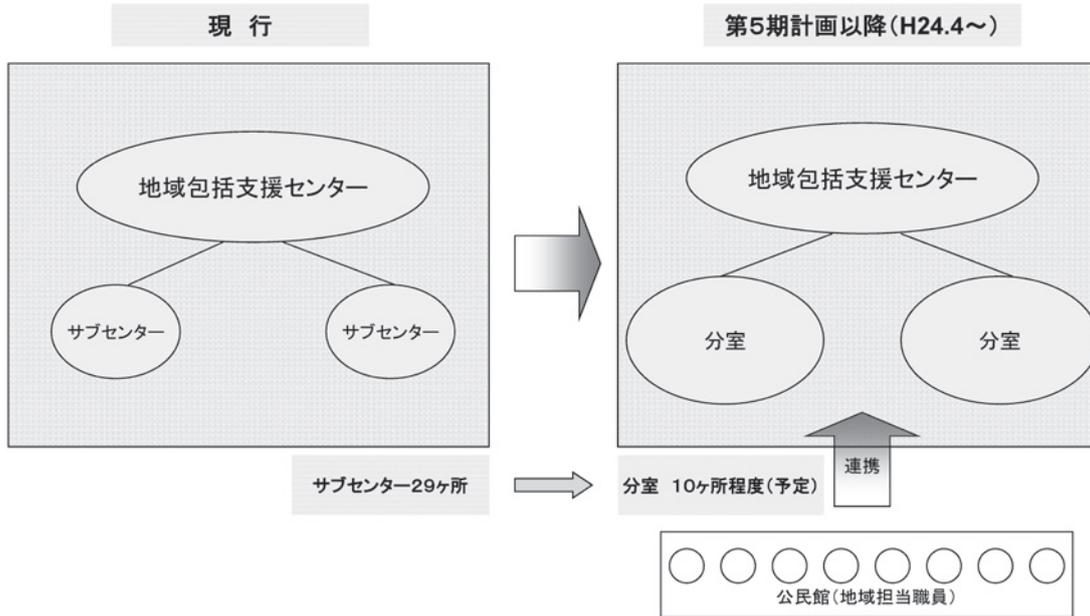
平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間中に順次、本センター・サブセンター方式から本センター・分室方式へ移行します。

一人職場であるサブセンターから専門職員を集約した本センター・分室に移行し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種によるチームアプローチを強化することにより、あらゆる事例に迅速かつ的確に対応し、問題の早期解決を図っていきます。

分室は、市民の方に、より利便性の高い場所へ設置し、地域における高齢者や家族への支援の充実を図ります。

また、職員数についても、本センター及び分室職員を増員補充することによりサービスの充実を図ります。

第5期計画以降の地域包括支援センターの運営体制の見直し



第5期計画期間中(H24.4~27.3)にサブセンター方式から分室方式に移行し、各地域包括支援センターで運営する。

②地域ケア会議の構築等地域づくりの推進

平成21年度から実施している小学校区担当制を充実させ、より地域に密着した活動を行い、「安全・安心ネットワーク」や社会福祉協議会等と連携をしながら、地域づくりの推進を図ります。

また、地域活動の中で、地域が抱える問題の把握、地域の福祉情報の集約、地域で支え合う仕組みづくり、援助が難しい方への対応などの話し合いの場として、主に小学校区を単位とした地域ケア会議(「小地域ケア会議」)の構築を進めます。

③高齢者安否確認

平成22年に、100歳以上の高齢者の所在が確認できない事例が全国で発生したことを受け、国の緊急雇用創出事業を活用して、地域包括支援センターの職員を増員、在宅高齢者の安否確認及び実態調査を実施し、所在不明高齢者については、保険や税務など関係課で再調査を行い、最終的に所在不明と判断された場合には、各区役所等に住民登録職権抹消の手続きを依頼しました。

併せて、介護リスクの有無(認知症、閉じこもり、うつ傾向、虚弱など)、生活状況(虐待、近所づきあい、家族支援、介護負担など)の調査も実施し、日常の見守り活動に活用しています。

<地域包括支援センターの概要>

地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などさまざまな面から総合的に支える機関として、平成18年4月から地域包括支援センターが設置されました。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門家が相談に応じており、岡山市は、その設置・運営を財団法人岡山市ふれあい公社に委託しています。

各福祉事務所所管区域に「本センター」を計6か所、身近な相談の出先機関として日常生活圏域(中学校区)ごとに「サブセンター」を計29か所設置し、地域における「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「虐待防止・権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」の業務を行っています。(第5期計画期間中にサブセンター方式から分室方式へ移行)

また、公正・中立性の確保、人材確保支援等の観点から、地域包括支援センターを定期的に評価する「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

図表 22 (単位:件)

相談件数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	27,284	28,532	29,780

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	31,030	32,280	33,530

(3)生活・介護支援サポーター養成事業

学区の安全・安心ネットワークが推薦する地域住民を対象に、コミュニケーションの技術や介護に関する知識等の研修を実施します。

研修を受けたサポーターは、地域に戻り、一人暮らし高齢者の声かけや見守りなど、高齢者支援のリーダーとしての活動やサロン活動の支援を実施します。

今後とも地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進するためサポーターの養成に努めます。

図表 23 (単位:人)

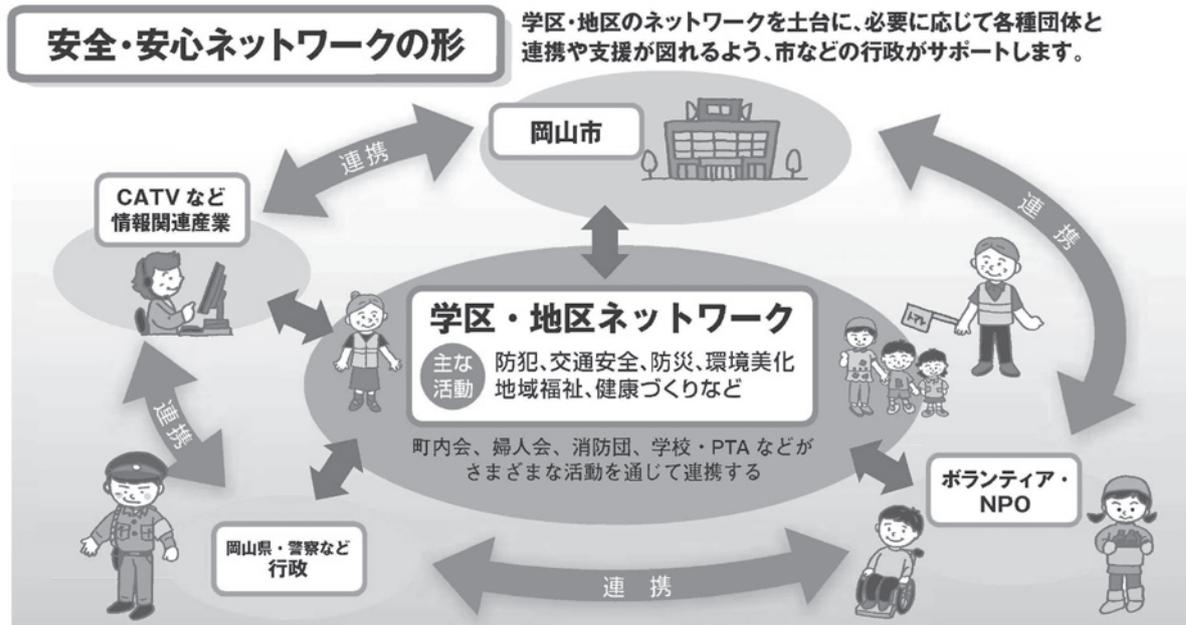
新規サポーター養成人数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	-	152	180

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	180	180	180

(4)安全・安心ネットワーク

本市が推進する「安全・安心ネットワーク」では、防犯、交通安全、防災、環境美化、地域福祉、健康づくりなど、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた様々な活動に取り組むことにより、地域が団結し、元気になるまちづくりを進めます。

<イメージ図>



(5)高齢者虐待の防止

地域包括支援センターが、高齢者福祉課等の行政組織や地域組織、医療関係者、介護保険サービス事業者、福祉事務所、保健センター等と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応、支援に努めています。

引き続き、地域包括支援センターが地域や関係団体との連携を深め、地域活動をしていく中で、高齢者のみならず養護者に対する支援も含め、虐待の早期発見や見守り等、地域での支え合い、助け合いが可能な高齢者に優しい体制づくりを進めていきます。

また、虐待を受けている高齢者が認知症であるなど、権利擁護が必要な場合には、市長申立など、成年後見制度を有効に活用できるよう支援していきます。

なお、高齢者虐待防止のためには市民への啓発が重要であり、地域包括支援センターの職員が地域組織の会合に出席して周知したり、また、パンフレットの配付等により高齢者虐待についての理解を深めていただけるように努めていきます。

①「高齢者虐待防止アドバイザー」の配置

財団法人リーガル・エイド岡山と高齢者虐待防止アドバイザー契約を締結し、地域包括支援センター職員だけでは対応できない法的トラブルなどに対して、経験豊富な専門家が支援するとともに、必要に応じて現地への同行訪問も実施します。

②事例検討会(高齢者虐待防止アドバイザー会議)の開催

毎月1回、各本センターにおいて、事例検討会(高齢者虐待防止アドバイザー会議)を開催し、各担当が抱えている解決困難なケースについて、高齢者虐待防止アドバイザーと各センター職員全員とで協議しています。

③「高齢者虐待防止専門員」の配置

高齢者福祉課に経験豊富な虐待対応の専門嘱託員を配置し、地域包括支援センター職員からの相談に対応するとともに、必要に応じて地域包括支援センター職員と共に現地対応するなどの支援を行っています。

④「高齢者虐待防止ガイドライン」(マニュアル)の作成

基本的な対応方法、虐待対応フローチャートなどを掲載した職員向けのマニュアルを作成するとともに、別冊で過去の事例集を作成し、具体的事例についての支援経過や考察、アドバイスなどを掲載しています。

⑤特別養護老人ホームに一時保護シェルターを確保

要介護高齢者の緊急保護のため、特別養護老人ホームの居室を確保し対応しています。

(6)地域福祉の推進

①民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、また、児童福祉法の規定により児童委員の役割も担っている民間のボランティアで、本市では平成23年度1,194名(定数)が活動しています。

民生委員法では、その職務を

- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ・援助を必要とする者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために、必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ・社会福祉事業関係者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

などと定めています。

また、老人福祉法、生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法など社会福祉関係法にも個別にそれぞれの事務の執行に協力することが規定されています。

民生委員・児童委員は、概ね小学校区、また地域によっては中学校区を単位に地区民生委員児童委員協議会を組織し、地域の最前線で福祉全般にわたって広範囲に活動を行っており、高齢化が進展する中、今後、地域福祉の推進、特に在宅福祉の一層の充実が必要となってくることから、その役割がますます重要になっていくものと考えられます。

②愛育委員活動

平成23年4月現在、100学区・地区(委員数5,453人)の愛育委員会があり、「岡山市愛育委員協議会」を組織し、それぞれの学区・地区で母子保健を始め、成人・老人保健までの一貫した健康づくり活動に取り組んでいます。

愛育委員は声かけや見守りを通じて健康で豊かなまちづくりを目指して活動しており、保健事業に関しては、こんにちは赤ちゃん訪問や各種検(健)診の受診勧奨などを行っています。

子どもが健やかに生まれ育ち、病気や障害があっても、そして高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう活動しています。

③栄養改善協議会活動

平成23年4月現在、79学区・地区(1,670人)の栄養委員が、快適で豊かな活力ある長寿社会を目指して、乳幼児期から高齢期までを通じた「食事」「運動」「休養」のバランスのとれた適切な生活習慣の定着と、「たばこ」「アルコール」「歯の健康」対策を取り入れた健康づくりの実践活動を推進しています。その中で長寿社会へ向けた活動としては、一人暮らし高齢者への食事訪問、生活習慣病予防講習会、男性の食生活支援のための料理講習会、骨粗鬆症予防講習会、高齢者食生活講習会などの活動を行っています。

④社会福祉協議会

福祉のまちづくりを進めるために、関係機関・団体・施設や地域住民で構成された住民主体の民間組織です。

下部組織として、旧合併地区の地域センター・支所等の管内を活動圏域とする15の社協支部と、その管内を除く41小学校区のうち35小学校区に地区社協を組織化するとともに、政令市移行により6つの区事務所を出先機関として設置し、各種団体などとの連携と協力のもとに地域に根ざしたきめ細かな地域福祉活動及び社会福祉事業を展開しています。

民間が実施している福祉活動の中でも、その事業規模とこれまでの実績から見て本市における地域福祉の担い手として民間福祉活動の中心的組織に位置づけられ、本市の保健・福祉分野でのパートナーとして一層の連携を図っていきます。

介護保険事業の対象とならない方も含めて、高齢者の自立支援を行っていくために、次の事業を積極的に実施していきます。

図表 24 社会福祉協議会の高齢者を対象とした実施事業等

(平成22年度)

事業名等	事業内容	実施回数等
ひまわり給食サービス	虚弱高齢者等への地域の配食協力員(ボランティア)による毎日配食	17小学校区 延36,743食
ふれあい給食サービス	近隣ボランティアによる食事を通して一人暮らし高齢者とのふれあい交流	58地区 延258回
在宅介護者の集い	居宅で寝たきり高齢者の家族介護者を対象に、保健福祉関係機関が協力して実施	西保健福祉エリア 12回
元気の出る会	脳卒中等により後遺症のある障がい者、虚弱高齢者、介護者による当事者同士の交流	25地区 延386回
ふれあい・いきいきサロン	一人暮らし高齢者や虚弱高齢者を対象に、健康増進と小地域でのふれあいの場づくり	170地区 延3,177回
高齢者生きがい対策事業	高齢者スポーツ大会(ボーリング競技)	5日間 498名
	若返り農園の運営(富原)	42区画 42名
福祉用具の貸出し	在宅の寝たきり高齢者等への貸出し(電動ギャッジベッド、車椅子)	2機種 合計52台
福祉車両の貸出し	車椅子のまま乗車できる福祉車両(スロープ付軽自動車)の貸出し	20件
居宅介護支援事業(障がい者へのホームヘルプサービス)	・重度訪問介護 ・居宅介護(身体・家事・通院) ・地域生活支援(移動支援)	17,307回訪問 39,355時間のサービス提供
ひまわり在宅支援サービス(住民参加型在宅福祉サービス)	住民会員相互の有償家事援助サービス	488回訪問 848時間のサービス提供
日常生活自立支援事業	認知症高齢者等判断能力が不自由な方が、在宅で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続代行や預貯金の出し入れ等の日常的金銭管理のお手伝い	利用契約締結件数 :34件 利用者数:118名
介護保険事業	建部 ① 訪問介護 ② 通所介護 ③ 居宅介護支援	①3,724回訪問 ②延6,612人利用 ③1,234件作成
	瀬戸 通所介護	延5,315人利用

さらに、各種の福祉活動に参加協力するボランティア組織の育成指導や、連絡調整のための活動も行っています。

今後、少子高齢化が進み、地域社会の弱体化が懸念されるなか、社会福祉協議会は「住民主体的な活動に基づく福祉コミュニティづくり」を基本に、地域住民の社会福祉への関心と理解をより一層深め、自発的な住民参加の福祉活動を支援する活動に積極的に取り組み、地域福祉推進の中核的役割を担っていきます。

⑤岡山市ふれあい公社・ふれあいセンター・ウェルポートなださき

高齢化が急速に進展している中、活力ある長寿社会の実現に向けて、保健・福祉・生涯学習に関する施策を市民と行政が一体となって、総合的かつ効果的に進めていくための拠点施設として、「岡山ふれあいセンター」を中心に、「西大寺」「北」「西」「南」の各ふれあいセンターを整備しています。

ふれあいセンターには、福祉事務所（岡山ふれあいセンターを除く）、保健センター（西大寺ふれあいセンターを除く）、地域包括支援センター、デイサービスセンター、情報コーナー、桑の湯（岡山ふれあいセンター）、温水プール（西大寺ふれあいセンター）などを設置しているほか、訪問介護・通所介護などの介護保険事業や訪問介護員養成研修・ボランティア養成といった福祉関連講座や健康・教育・趣味講座などを実施しており、幅広く市民に利用されています。

岡山市ふれあい公社は、各ふれあいセンターの管理運営を行うとともに、必要な人材の育成等を推進し、市民と一体となり新しい発想に立った多様な居宅サービスなど福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発・提供することなどを目的として平成4年10月に設立されました。

本市では、岡山市ふれあい公社の自主事業的活動を支援していくため、岡山市ふれあい公社基金を設置しています。

指定管理者として施設の利用促進を図るなど新たな事業展開を活発に行うことが期待され、岡山市ふれあい公社の果たすべき役割は、ますます大きなものになると考えられ、各ふれあいセンター間の連携を深めるとともに、保健・福祉・生涯学習の拠点施設として絶えず市民サイドに立った魅力的な施設にするため、今後ともその機能の充実を図っていきます。

また、平成22年度からは、灘崎合併特例区が運営していた健康増進施設ウェルポートなださきの指定管理者としても管理運営を行っており、ふれあいセンターと同様に福祉や生涯学習の機能も持たせるよう機能の充実を図っていきます。

図表 25 岡山市ふれあい公社の主な事業

種類	事業名
福祉関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営事業（貸室事業、福祉バス運行事業(岡山、西大寺、西)、桑の湯(岡山)、屋内温水プール(西大寺)、ウェルポートなださき) ・地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業、介護予防・転倒骨折事業、二次予防事業対象者把握事業、介護予防支援事業） ・はつらつ元気をつどい事業 ・元気回復筋カトレーニング事業 ・地域生活支援事業 ・難病患者等居宅生活支援事業 ・人材育成事業（2級訪問介護員養成、難病患者等・精神障害者ホームヘルパー養成、ガイドヘルパー養成、岡山市手話学校、ボランティア養成などの講座） ・ボランティア支援事業 ・図書館貸出等事業 ・福祉啓発事業 ・居宅介護支援事業 ・居宅サービス事業(訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護)
生涯学習関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者支援事業（中高年のための気功、知的障害者対象エアロビクス他） ・健康増進支援事業（健康さわやか教室＝エアロビクス、気功、アスレチックコーナー、水泳教室他） ・心の豊かさ支援事業（市民ふれあい教室＝備前焼、パソコン他）

(7) 宅配事業者との協働による見守り活動

平成23年7月に、新聞販売の団体との間で、配達や集金、営業などの際に、虐待が疑われるなど、高齢者宅の異変に気付いた場合の地域包括支援センターへの情報提供について、見守りに関する協定を締結しています。

VI. 「元気」にかかる事業の計画

1 高齢者の積極的な社会参加

(1) 高齢者の知識や経験を活かした「働く場」の確保

① シルバー人材センター

高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を活かして高齢者の就労を図り、健康を保持し、生きがいを持ちながら、地域社会に貢献する場として、今後その役割はますます重要になってくると考えられます。安定した運営に向け、公益法人化への取組を進めるシルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の生きがいづくりの推進を図っていきます。

図表 26

(単位:人、件、千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
会員数	1,588	1,654	1,750
就業人員(就業率)	1,368(86.1%)	1,380(83.4%)	1,487(85.0%)
就業延日人員数	168,762	162,660	170,800
受注件数	14,582	15,229	16,036
契約金額	666,693	661,724	696,800

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	1,822	1,950	2,050
就業人員(就業率)	1,609(88.3%)	1,735(89.0%)	1,845(90.0%)
就業延日人員数	185,035	199,525	235,750
受注件数	16,837	17,678	18,561
契約金額	731,640	768,222	806,633

(2) 地域活動への参加等の促進

① 老人クラブ

町内会等の地域単位における概ね60歳以上の住民からなる自主的な組織で、ボランティア活動、生きがいづくりや健康づくり、社会参加活動などに取り組んでいます。

地域に根ざした最も身近な高齢者の活動の場、また、「安全・安心ネットワーク」など、地域を支える組織の一員として重要な役割を果たしています。

平成23年度に設立50周年を迎えた岡山市老人クラブ連合会と共に、社会に貢献する老人クラブとしてその重要性をPRし、加入の促進や活動の活性化に努めます。

図表 27

(単位:クラブ、人)

クラブ数・会員数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	654(41,006)	644(40,162)	651(39,847)
第4期計画値	697(43,556)	714(44,612)	731(45,669)
対計画比	93.8%(94.1%)	90.2%(90.0%)	89.1%(87.3%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	658(40,138)	665(40,565)	672(40,992)

②敬老事業

地域で行われる敬老会行事への支援や満100歳者への記念品の贈呈を行い、長寿を祝福することで、高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高め、高齢者自らも生きがいを持ちつつ、生活意欲の向上を図ります。

図表 28

(単位:人)

対象者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	42,683	44,564	47,460

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	55,600	60,000	65,000

③ふれあい給食サービス事業

一人暮らしの高齢者等を対象に、地域のボランティアが中心となって公民館やコミュニティハウスなど身近な場所での会食会や、高齢者宅への配食を実施します。

高齢者の孤独感の解消や閉じこもり予防などに効果をあげており、地域のボランティアを中心に地域づくり事業としての役割もあり、今後も引き続き支援していきます。

図表 29

(単位:人)

延利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	22,704	22,962	25,000
第4期計画値	22,350	22,400	22,450
対計画比	101.6%	102.5%	111.4%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	23,450	23,700	23,950

④老人憩いの家

地域において高齢者の心身の健康の保持及び生きがいの増進のため、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されています。

特に、岡山市北区松尾にある「松尾園」については、唯一温泉を活用した施設であり、多くの高齢者に利用されています。

今後、一層の各施設の利用促進を図るため、引き続き、施設の管理者や利用者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。

図表 30

(単位:か所)

設置数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	15	15	15
第4期計画値	15	15	15
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	15	15	15

⑤シルバーカード事業

年度内に65歳になる高齢者にシルバーカードを交付し、高齢者に対し割引制度のある公共施設(岡山城、市民屋内温水プールなど)の利用の利便性を図っています。

高齢者が積極的に施設を利用することで、閉じこもり予防や生きがいづくりに効果があり、今後も、高齢者の生きがい活動の促進と制度の周知に努めます。

図表 31

(単位:件)

新規交付件数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	6,843	9,632	11,500

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	12,000	12,360	12,730

⑥全国健康福祉祭(ねんりんピック)事業

「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」の開催地へ岡山市選手団を派遣します。

高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進することにより、活力ある長寿社会づくりを図ります。

図表 32

(単位:件)

参加者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実績値	87	108	95

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	105	105	105

(3)生活支援サービス

①生活支援訪問事業

要介護認定において、「自立」と判定された高齢者のうち、様々な理由から生活支援を必要とする一人暮らしや身体が弱い高齢者の家庭に、ホームヘルパーを派遣して、調理、掃除、買い物などの家事援助と生活・身上についての相談助言を行うサービスです。

介護保険の対象とならない高齢者であっても、様々な理由により、援助が必要となることが考えられ、虚弱な状態にある高齢者の生活機能の維持・向上に必要な家事援助サービスを提供することにより、在宅での自立した生活が可能になるよう、引き続き支援します。

図表 33

(単位:回)

派遣回数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	1,892	1,931	2,000
第4期計画値	2,472	2,532	2,592
対計画比	76.5%	76.3%	77.2%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	2,050	2,100	2,150

②生活支援短期入所事業

要介護認定において、「自立」と判定された高齢者のうち、様々な理由から生活上の支援を必要とする方が短期間の施設入所を必要とする場合、養護老人ホームの短期入所床を利用してサービスを提供します。

平成24年度から、養護老人ホーム「松風園」に新たに3床を確保し、定員数を24にします。

図表 34

(単位:人)

利用定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	21	21	21
第4期計画値	21	21	21
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	24	24	24

③日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者等の在宅生活の便宜を図るため、生活用品の給付をします。

日常生活用具を給付することにより、高齢者の日常生活の支援や寝たきり予防を図ります。

図表 35

(単位:品目)

対象品目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	4	4	4
第4期計画値	4	4	4
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	4	4	4

④生活支援ハウス事業

高齢等のため居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。第4期事業計画と同じく本計画期間に新規の施設は計画していません。

必要なサービス量は、概ね確保できている状況ですが、一層の各施設の利用の促進を図るため、今後も引き続き、施設の管理者や利用者に対して、必要な情報提供を行っていきます。

図表 36

(単位:人)

利用定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	22	20	23
第4期計画値	23	23	23
対計画比	95.7%	87.0%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	23	23	23

⑤住宅リフォーム(すこやか住宅リフォーム助成)事業

身体機能が衰えた高齢者や重度身体障害者が、暮らしやすい生活ができるように住宅を改造する場合、その費用の一部を助成することによって、高齢者などの自立を助長するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

近年、利用件数が減少傾向にあります。高齢者人口の増加等を勘案し、利用件数を見込んでいます。高齢者が居宅で生活をするためには住環境の整備が重要であり、他制度との調整を図りながら事業を推進していく必要があります。利用の促進を図るため、パンフレットの配布等による周知に努めます。

図表 37

助成件数		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	利用件数	125 (うち障害者分17)	101 (うち障害者分12)	100 (うち障害者分8)
	助成金額	38,389千円 (うち障害者分 5,587千円)	29,169千円 (うち障害者分 3,573千円)	22,000千円 (うち障害者分 1,500千円)
第4期計画値		160	160	160
対計画比		78.1%	63.1%	62.5%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	130	130	130

⑥一人暮らし高齢者等給食サービス事業

体の弱い一人暮らし高齢者などを対象に、栄養バランスに配慮した食事を自宅まで定期的に配食するとともに、高齢者の安否確認も同時に行います。

第4期計画期間において市内全域の配食が可能となりました。

今後も引き続き、高齢者の食生活の安定と改善及び健康の増進を図るとともに、地域社会との交流や安否確認及び孤独感の解消を図ります。

図表 38

(単位:食)

食数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	136,603	152,176	167,000
第4期計画値	134,000	143,000	150,900
対計画比	101.9%	106.4%	110.7%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	180,000	193,000	206,000

⑦シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員(LSA)を派遣して生活指導・相談等のサービスを提供します。

今後も高齢者が安心して暮らせる住まいとしてのサービスを提供していきます。

図表 39

(単位:人、戸)

生活援助員配置人数・対象戸数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	2人、68戸 (西市住宅28戸、 芳田住宅40戸)	2人、68戸 (西市住宅28戸、 芳田住宅40戸)	2人、68戸 (西市住宅28戸、 芳田住宅40戸)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	2人、68戸	2人、68戸	2人、68戸

Ⅶ. 「予防・改善」にかかる事業の計画

介護予防は、運動機能や栄養状態の改善などを通して、要支援・要介護状態の予防及びその重症化の予防、軽減により、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送り、生きがいを持って健康で元気に過ごすため、介護予防の重要性が増しています。

現在、要支援・要介護認定者を除く全ての高齢者を対象に、要介護状態となる可能性の高い高齢者の把握を進めており、併せて、介護予防プランの作成や指導を担う地域包括支援センターの機能を強化し、効果的な介護予防事業に新たに取り組みます。

また、閉じこもりや認知症など、心身の状況により予防事業への参加が困難な高齢者に対して、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、相談や指導を行うとともに、介護保険事業者に対して、要介護状態の悪化を遅らせるための技術的支援を行うなど、総合的な介護予防システムの構築を進めます。

1 疾病予防・健康増進対策の推進

(1)「健康市民おかやま21」の推進による地域、家庭、職域、行政が連携した生活習慣の改善

地域の中で高齢者が健康で自分らしく生きられるようにするためには、閉じこもりや心身の活動低下の防止に努め、要介護状態にならないようにすることが重要です。

また、高齢者が役割を持って地域活動へ積極的に参加し、地域との交流を深めることは、心身の健康維持・増進につながるため、市民による地域活動の支援をしていきます。

さらに、高齢者の主体的な健康づくりを促進するためには、個人を取り巻く地域社会全体で、その活動を支え、後押しすることが必要です。

以上について、これまでも「健康市民おかやま21」の推進により、生活習慣の改善に向けた市民一人ひとりの主体的な健康づくりを進めてきたところですが、今後についても、「健康市民おかやま21」の中間評価を踏まえ、市民の健康づくり活動に対する支援を地域の保健医療の専門家や各種団体・組織、家庭、職域等と連携して行っていきます。

(注)「健康市民おかやま21」とは、国がすべての人が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くために認知症や寝たきりにならず自立して生活できる期間の延伸、生活の質の向上などを目標に掲げ、平成12年度に策定された「健康日本21」の地方計画として、市民参加のもとに、地域、家族、職域、行政等が共同で市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するために策定したものです。

2 介護予防の推進(予防・改善)

(1)各種介護予防事業の充実

①二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者(要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者)を早期に把握することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

平成23年度から対象者の把握方法を変更(3年間で65歳以上の方、約12万人全員に基本チェックリストを送付)したことにより、二次予防事業対象者数の増加が見込まれます。

図表 40 (単位:人)

新規対象者把握数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	368	378	2,000

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	2,651	2,731	2,810

②元気回復筋力トレーニング事業

元気回復筋力トレーニング事業は、筋力トレーニングによって、動作の低下を回復させ、要介護状態等の軽減や介護予防を図ることを目的とした事業です。

二次予防事業対象者等に、市内5か所のふれあいセンターで年間40コースを設け、準備運動、マシントレーニング、有酸素運動、整理体操等のトレーニングを行っています。

今後は、二次予防事業で改善した人を含めた一次予防事業対象者を中心として事業を実施します。

図表 41 (単位:人)

受講者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	639	634	640
第4期計画値	640	704	775
対計画比	99.8%	90.1%	82.6%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	640	640	640

③転倒・骨折予防事業

地域包括支援センターが、介護予防・転倒骨折予防教室を地域の公民館等で実施しており、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援します。

④はつらつ元気のつどい事業

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者(二次予防事業対象者)に対し、通所介護事業所(デイサービスセンター)等で、健康チェック、日常動作訓練など各種サービスを提供します。

今後も引き続き介護予防の観点から、サービス提供量の確保と利用率向上に努めます。

図表 42

(単位:人)

延利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	6,751	5,838	6,488
第4期計画値	8,424	8,628	8,832
対計画比	80.1%	67.7%	73.5%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	7,138	7,788	8,438

⑤(仮称)介護予防センター

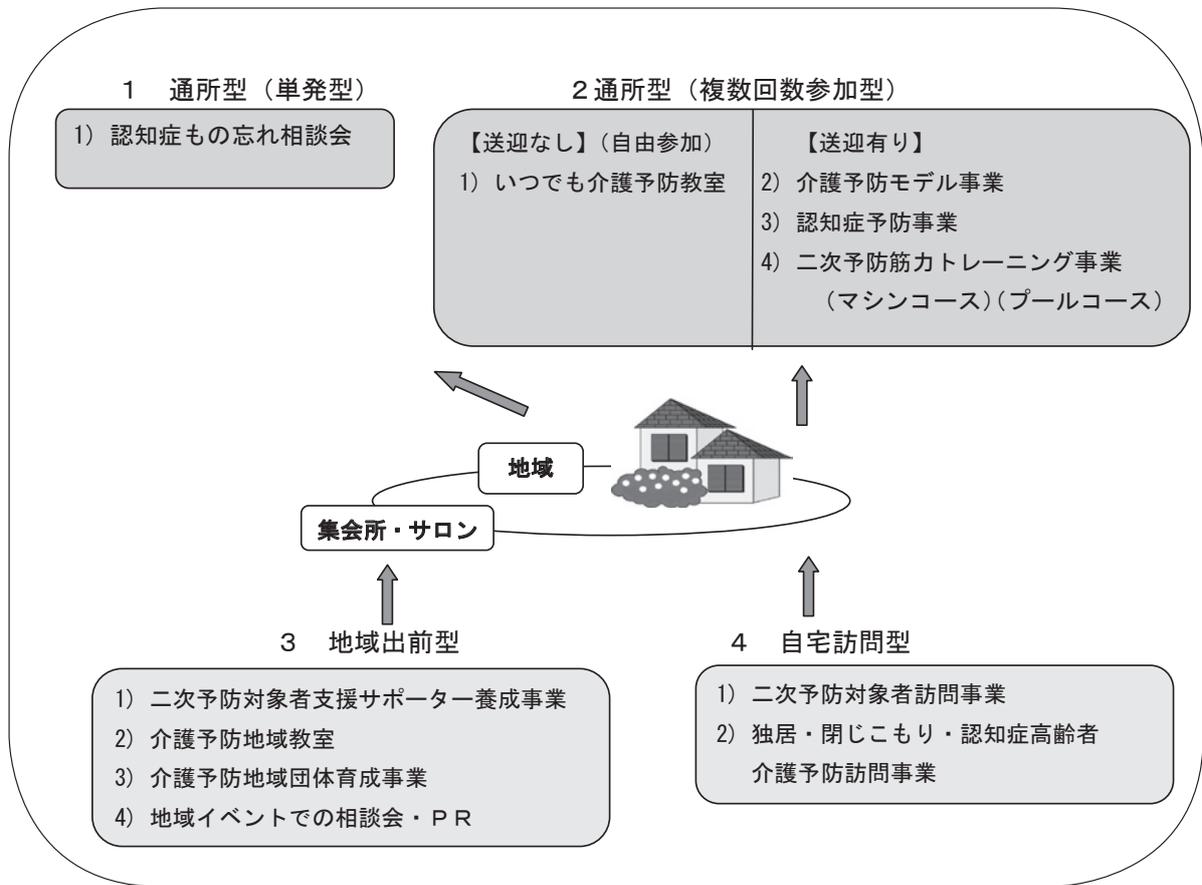
できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう、要介護のおそれがある高齢者の把握を進めるとともに、個別の介護リスクに総合的に対応できるよう、岡山市ふれあい公社に「(仮称)介護予防センター」を設置します。

全国的に、二次予防事業対象者の予防事業への参加率が低い状況があり、介護予防メニューへの参加を促すための工夫や介護予防に向けた地域での取組を強化します。

特に、二次予防事業対象者を中心に、個別の介護リスクに応じた介護予防プランを提示できるよう、現在の事業に運動器訓練に特化した短時間の介護予防や認知症予防など、予防メニューを充実させます。

また、理学療法士(PT)・作業療法士(OT)などの専門職による運動器の機能訓練を強化するとともに、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善指導を行うなど、総合的な介護予防メニューを提供するとともに、地域包括支援センターに「介護予防指導員」を配置し、(仮称)介護予防センターと連携しながら、効果的な介護予防を進めます。

<イメージ図>



図表 43

事業名	内容
(1)-1 認知症もの忘れ相談会	地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等と連携して、気軽に認知症などについての相談が行える場を提供する。また、必要があれば専門機関への紹介を行っていく。
(2)-1 いつでも介護予防教室	市民自らが介護予防の大切さを理解し介護予防に取り組むことができるよう、介護予防実践の随時参加型の教室を岡山ふれあいセンターに常設する。
(2)-2 介護予防モデル事業	主に二次予防事業対象者に、家庭で簡単にできる筋力トレーニング・ストレッチ・有酸素運動等の指導を行い、低下した日常動作を回復させ、介護予防を図る。初回と最終回に効果測定を実施し、事業の効果を検証する。

(2)-3 認知症予防事業	参加者が認知症についての正しい理解を深め、積極的な予防や地域の認知症の方に対する支援への動機づけを行う。
(2)-4 二次予防筋力トレーニング事業 (マシンコース)	主に二次予防事業対象者に、筋力トレーニング・ストレッチ・有酸素運動をすることによって、低下した日常動作を回復させ、介護予防を図ることを目的に実施する。初回と最終回に効果測定を実施し、事業の効果を検証する。
(2)-4 二次予防筋力トレーニング事業 (プールコース)	主に二次予防事業対象者に、水の抵抗や負荷を利用した筋力トレーニング・ストレッチ・有酸素運動をすることによって、低下した日常動作を回復させ、介護予防を図ることを目的に実施する。初回と最終回に効果測定を実施し、事業の効果を検証する。
(3)-1 二次予防事業対象者支援サポーター養成事業	サロンや見守り活動など地域で高齢者の生活や健康維持の支援に携わった経験のある方に対して、市民の主体性に基づき運営される住民参加サービスの実践例や地域福祉に関するフォローアップ研修を行い、二次予防事業対象者支援サポーターを養成することを目的に実施する。
(3)-2 介護予防地域教室	市民自らが介護予防の大切さを理解し、介護予防に取り組むことができるよう、啓発活動を行うとともに、介護予防実践の動機づけを行う。
(3)-3 介護予防地域団体育成事業	地域で行われているサロン・愛育委員会・老人クラブなどで、介護予防・認知症予防などに取り組んでいる団体に対し、育成支援・指導を行う。
(3)-4 地域イベントでの相談会・PR	岡山ふれあいセンターで実施するふれあいまつりなどのイベントに合わせて、介護予防や認知症予防の啓発のためのイベントを共催し、相談コーナー、体験コーナー等を実施することにより市民に対し介護予防等の重要性をわかりやすく周知する。
(4)-1 二次予防事業対象者訪問事業	二次予防事業対象者のうち、事業不参加者宅を訪問し、介護予防を行う。
(4)-2 独居・閉じこもり、認知症高齢者 介護予防訪問事業	地域で暮らしている独居や閉じこもりなどの認知症高齢者の実態を把握し、地域包括支援センターや近隣住民が適切な支援について検討・実施することで、様々な問題を予防していく。

(2) 介護予防を目的とした保健事業の推進

① 後期高齢者健診

生活習慣病による疾患や疾病を早期に発見し、栄養や運動など日常生活を見直すことを目的とした後期高齢者健診を行います。

図表 44

(単位:人)

受診者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	7,163	6,852	7,840
第4期計画値	258,518	269,410	280,764
対計画比	2.8%	2.5%	2.8%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	6,500	6,500	6,500

② 健康教育・健康相談事業

元気な高齢者の増加を目指し、一人ひとりが健康に関心をもち、生活習慣病予防に取り組めるよう健康教育を行います。さらに、健康教育を通じて、地域で介護予防を目指した環境づくりに取り組めるよう愛育委員や栄養委員、健康市民おかやま21を推進する健康ボランティア等と住民主体の健康づくりを支援します。

健康相談は保健所、保健センターにおいて医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士などの専門職が対応しています。

今後も介護予防事業として高齢者のうつ予防や健康づくりのための健康相談を行います。

図表 45

(単位:人)

受講者数等	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	2,823	3,150	2,915
第4期計画値	3,000	3,000	3,000
対計画比	94.1%	105.0%	97.2%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	2,920	2,920	2,920

③訪問指導事業

健康教育や健康相談などのサービスが利用できない外出が困難な高齢者に対し訪問指導を行います。本事業は、制度改正により利用者が介護予防事業にシフトしています。

今後、二次予防事業対象者把握事業で対象となった高齢者には、要介護状態へ移行しないよう適切な保健指導を行っていきます。

図表 46

(単位:人)

利用人数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	106	82	80
第4期計画値	20	20	20
対計画比	530.0%	410.0%	400.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	80	80	80

④高齢者食生活改善事業

生活習慣病、高齢者の低栄養状態等が問題になっているため、各学区又は地区の栄養改善協議会に委託して、地域住民に食事、運動、休養のバランスを基調とした正しい知識の普及を推進しています。

また、食生活などを通じた生活習慣改善を啓発する地域に密着した健康づくり運動や高齢者の栄養改善による介護予防事業として引き続き支援を行っていきます。

図表 47

(単位:回)

事業実施数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	213	227	231
第4期計画値	232	236	240
対計画比	91.8%	96.2%	96.3%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	240	240	240

⑤地域リハビリテーション(元気の出る会)事業

身近な地域で、高齢者・障害者・ボランティアなどが主体となって交流を行っており、二次予防事業対象者の社会参加、閉じこもり防止などに役立っています。

今後も、本事業を二次予防事業対象者の介護予防のための身近な社会資源の一つとして捉え、取組への支援を継続していきます。

図表 48

(単位:事業)

地域リハビリテーション数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	29中学校区	27中学校区	27中学校区
第4期計画値	25中学校区	25中学校区	25中学校区
対計画比	116.0%	108.0%	108.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	27中学校区	28中学校区	28中学校区

⑥こころの健康づくり事業

保健所・保健センターでは、こころの病気についての理解、ストレスへの正しい対処方法、家族を含めたこころの健康について、普及啓発活動を実施しています。

また、市民が気軽に相談できる場として、各保健センターにおいて精神科医師によるこころの健康相談(認知症を含む。)を実施しています。

そのほか必要に応じて、保健師などが訪問を実施しています。

図表 49

(単位:回)

訪問指導回数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	1,415	1,761	1,850
第4期計画値	1,750	1,800	1,850
対計画比	80.9%	97.8%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	1,960	2,075	2,200

(3) 地域支援事業

① 地域支援事業の現状

本市では、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を行っています。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分類されます。各種事業の実績・推計は、「元気」、「予防・改善」にかかる事業に掲載しています。

図表 50 地域支援事業

事業名	介護予防事業(介護保険法第115条の44第1項第1号)
概要等	被保険者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ元気のつどい事業 ・二次予防事業対象者把握事業 ・健康相談事業 ・訪問指導事業 ・元気回復筋力トレーニング事業 ・健康教育事業 ・食生活改善事業 ・介護予防・転倒骨折予防事業

事業名	包括的支援事業(介護保険法第115条の44第1項第2号～第5号)
概要等	介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業

事業名	任意事業(介護保険法第115条の44第2項第1号～第3号)
概要等	被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業、介護保険事業の運営の安定化を図る事業、介護給付等に要する費用の適正化のための事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業 ・介護相談員派遣事業 ・介護保険住宅改修支援事業 ・給食サービス促進事業 ・シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ・在宅介護者支援事業 ・生活支援短期入所事業 ・家族介護教室事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症サポーター事業

②地域支援事業の展開

毎年度、事業終了後、要介護認定者数の把握等により、目標達成状況の把握、分析・評価を行っていきます。

また、地域支援事業費、介護予防事業対象者数を次のとおり見込んでいます。

図表 51 地域支援事業費(見込) (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業	490,320	513,142	535,552
包括的支援事業	796,280	833,343	869,736
任意事業	184,360	192,942	201,367
合計	1,470,960	1,539,427	1,606,655

(注)地域支援事業の事業規模は、給付見込額の3%を見込んでいます。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の内訳は、第4期計画期間の実績などから各事業費を見込んでいます。

図表 52 介護予防事業対象者数(見込) (単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数	7,823	8,073	8,324

(注)介護予防対象者数は、高齢者数の5%を見込んでいます。

Ⅷ. 「安心」にかかる事業の計画

1 安心して生活できる介護体制の整備

(1) 居宅・介護予防サービス等の安定的な提供

① サービス見込量の確保のための方策

(i) サービス見込量の推計方法

本市では、介護保険サービス(介護給付・予防給付)の居宅サービス等について、次の方法により、第5期計画期間におけるサービス見込量の推計を行います。

○ 平成23年度実績による推計

平成23年度実績の各サービスの給付実績(利用回数、利用人数など)を基に、今後の要介護(要支援)認定者数の認定率等により推計する方法

国が示しているサービス見込量の推計方法

(ii) サービス見込量の確保

上記(i)の方法で推計した各サービス見込量を確保するために、本市では、次の方法により介護サービス事業者の参入に努めます。

○ 広域型サービスの指定・監督権限が岡山県から本市に移譲されることを踏まえ、介護サービス提供事業を行う意向を有する事業者を把握し、新規参入事業者の支援に努めます。

○ 既存の介護サービス提供事業者に対しては、要介護(要支援)認定者数の推移や、介護保険サービス給付実績などの情報提供等により支援を行います。

○ 地域密着型サービスについては、サービス創設の趣旨を踏まえ、特に認知症高齢者に対するサービス提供体制の確保に重点を置き、日常生活圏域ごとの地域バランス等を考慮し、サービス提供に努めます。

○ 国や県に対して、安心して質の高い介護サービス提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、介護従事者等の人材確保や処遇・質の向上のための政策提言・要望活動を行います。

②訪問介護・介護予防訪問介護

利用者の居宅においてホームヘルパー等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

このサービスは、サービス利用量、サービス提供事業者数から、通所介護と並び居宅サービスの中心となるサービスです。今後、高齢者数増加に伴う要介護(要支援)認定者数の増加、高齢者ができる限り住み慣れた地域において継続して生活していくための居宅サービスの重要性などから、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 53

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	729,002	740,901	758,943
	予防給付	136,014	151,747	157,596
	計	865,016	892,648	916,539
第4期計画値(回/年)		946,728	1,000,140	1,065,300
対計画比		91.4%	89.3%	86.0%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	810,572	858,050	909,000
予防給付(回/年)	154,955	162,731	170,933
計	965,527	1,020,781	1,079,933

③訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスの主な対象者は、入浴に介護を必要とする寝たきりで重度の要介護認定者です。本市では、重度の要介護認定者数が今後も増加していくと推計しており、サービス利用量も増加していくものと推計しています。

図表 54

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	5,844	7,022	7,626
	予防給付	0	0	0
	計	5,844	7,022	7,626
第4期計画値(回/年)		5,652	6,300	7,032
対計画比		103.4%	111.5%	108.4%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	8,308	8,856	9,462
予防給付(回/年)	0	0	0
計	8,308	8,856	9,462

④訪問看護・介護予防訪問看護

利用者の居宅において看護師等が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

このサービスは、居宅での療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであり、利用者の主治医との連携が必要とされます。本市では、地域包括ケアにおける介護と医療との連携のもと、今後、サービス利用量も増加していくものと推計しています。

図表 55

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	123,452	127,245	127,689
	予防給付	7,125	8,833	8,589
	計	130,577	136,078	136,278
第4期計画値(回/年)		133,224	142,188	153,468
対計画比		98.0%	95.7%	88.8%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	130,064	137,171	145,037
予防給付(回/年)	9,433	9,913	10,419
計	139,497	147,084	155,456

⑤訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

利用者の居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスは、利用者の体力や身体機能等の維持・改善を図り、日常生活の自立を助けることを目的としており、「予防・改善」の観点からも重要なサービスであると位置づけています。本市では、今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 56

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	15,848	20,596	23,865
	予防給付	1,513	1,984	1,995
	計	17,361	22,580	25,860
第4期計画値(回/年)		17,304	18,528	19,968
対計画比		100.3%	121.9%	129.5%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	25,316	26,827	28,475
予防給付(回/年)	2,205	2,319	2,439
計	27,521	29,146	30,914

⑥居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

利用者に病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスは、利用者の心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上等を図ることを目的としており、訪問看護同様、主治医との連携が必要とされるサービスです。本市では、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 57

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	26,577	30,293	33,768
	予防給付	1,927	1,778	1,758
	計	28,504	32,071	35,526
第4期計画値(人/年)		27,684	29,496	31,764
対計画比		103.0%	108.7%	111.8%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	35,066	37,109	39,328
予防給付(人/年)	1,912	2,006	2,106
計	36,978	39,115	41,434

⑦通所介護・介護予防通所介護

利用者が老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスは、サービス利用量、サービス提供事業者数から、訪問介護と並び居宅サービスの中心となるサービスです。また、通いによって、閉じこもりの防止等の効果があり、家族等の介護者の負担軽減にも資するサービスであることなどから、本市では、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 58

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	651,505	712,492	769,248
	予防給付	126,214	134,336	140,199
	計	777,719	846,828	909,447
第4期計画値(回/年)		720,012	759,672	807,420
対計画比		108.0%	111.5%	112.6%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	828,779	877,062	928,387
予防給付(回/年)	144,967	152,291	160,012
計	973,746	1,029,353	1,088,399

⑧通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が病院等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

このサービスは、通いによって、閉じこもりの防止等の効果があり、家族等の介護者の負担軽減にも資するサービスであること、また、「予防・改善」の観点からも重要なサービスであることから、本市では、今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 59

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	314,596	315,029	326,631
	予防給付	42,476	47,858	49,545
	計	357,072	362,887	376,176
第4期計画値(回/年)		378,024	388,236	401,340
対計画比		94.5%	93.5%	93.7%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量			
介護給付(回/年)	353,603	374,129	395,994
予防給付(回/年)	56,915	59,812	62,864
計	410,518	433,941	458,858

⑨短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者が老人短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

このサービスは、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護(要支援)認定者が対象になり、利用者の気分転換や、家族等の介護者の負担軽減に効果があり、本市では、今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 60

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (日/年)	介護給付	176,625	185,823	199,497
	予防給付	2,135	1,899	1,839
	計	178,760	187,722	201,336
第4期計画値(日/年)		184,668	197,892	214,704
対計画比		96.8%	94.9%	93.8%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(日/年)	199,725	210,842	223,165
予防給付(日/年)	1,878	1,975	2,077
計	201,603	212,817	225,242

⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者が介護老人保健施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移しています。サービス利用量は、平成22年度は上昇しましたが、平成23年度は減少しています。

このサービスは、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と同様にショートステイに分類されます。本市では、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 61

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (日/年)	介護給付	20,813	23,966	19,605
	予防給付	97	137	177
	計	20,910	24,103	19,782
第4期計画値(日/年)		23,640	25,356	27,408
対計画比		88.5%	95.1%	72.2%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(日/年)	20,011	21,201	22,511
予防給付(日/年)	162	170	179
計	20,173	21,371	22,690

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。特に予防給付は、平成21年度193.1%、平成22年度239.7%、平成23年度262.3%で計画値を大幅に上回りました。これは、軽度の要介護(要支援)認定者にかかる例外給付が要因として挙げられます。

このサービスは、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであり、本市では、今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 62

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	69,336	75,187	79,545
	予防給付	7,578	9,895	11,427
	計	76,914	85,082	90,972
第4期計画値(人/年)		68,436	73,188	79,020
対計画比		112.4%	116.3%	115.1%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	84,406	89,292	94,599
予防給付(人/年)	12,281	12,902	13,555
計	96,687	102,194	108,154

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等の販売に係るサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移しています。サービス利用量は、平成22年度は上昇しましたが、平成23年度は減少しています。

このサービスは、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与と同様、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであることから、本市では、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 63

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	2,102	2,254	1,941
	予防給付	637	743	672
	計	2,739	2,997	2,613
第4期計画値(人/年)		2,848	3,010	3,207
対計画比		96.2%	99.6%	81.5%

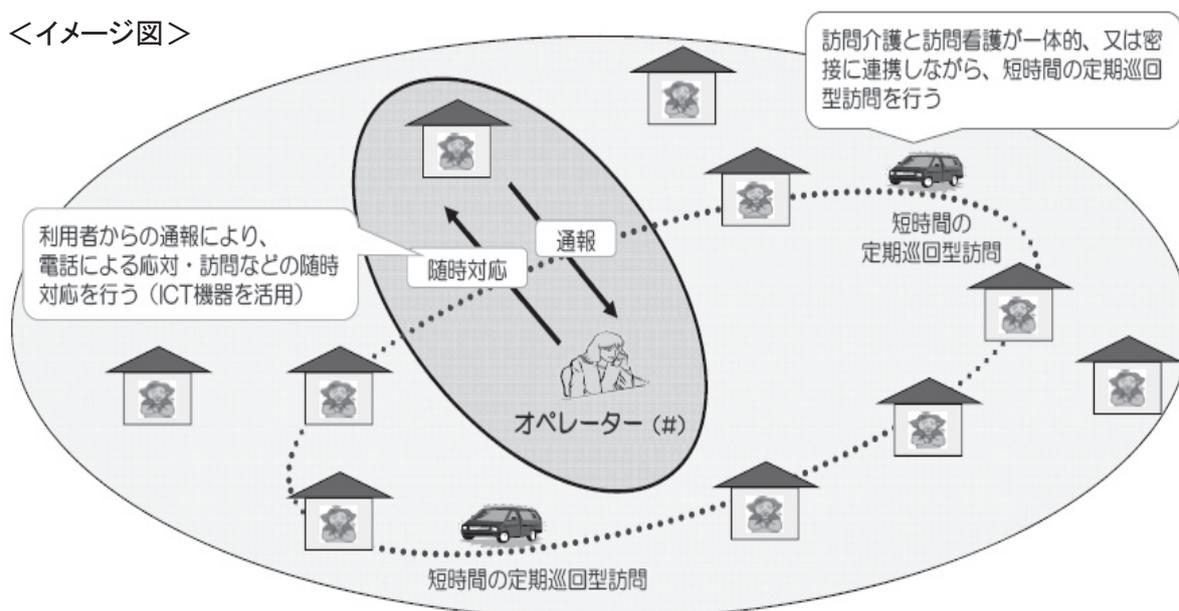
計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	2,169	2,293	2,427
予防給付(人/年)	729	765	803
計	2,898	3,058	3,230

⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、利用者の居宅において、介護福祉士等により行われる入浴等の世話とともに、主治医の指示のもと、看護師等により行われる療養上の世話等を行うサービスです。また、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、居宅において介護福祉士等により、入浴等の世話をを行います。

このサービスは、第5期計画期間から実施されるサービスで、本市では、地域包括ケアの観点から、利用量は増加していくものと推計しています。

<イメージ図>



図表 64

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	546	573	597

⑭夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問等により、利用者の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

現在、本市にはサービス提供事業所がなく、第4期計画期間中の給付実績はありませんでした。

今後も引き続き、サービス提供事業所の開設は見込めず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護も新設されることから、本市では、サービス利用量はないものと推計しています。

図表 65

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値(人/年)	介護給付	0	0	0
第4期計画値(人/年)		4,296	4,404	4,488
対計画比		0.0%	0.0%	0.0%

計画見込量		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)		0	0	0

⑮認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が老人デイサービスセンター等に通り、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスは、対象者を認知症の要介護(要支援)認定者に限定し、認知症の特性に配慮したサービスです。認知症高齢者支援の推進に努める本市としては、今後、サービス利用量も増加していくものと推計しています。

図表 66

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (回/年)	介護給付	23,702	24,643	25,512
	予防給付	209	16	78
	計	23,911	24,659	25,590
第4期計画値(回/年)		17,184	18,312	19,848
対計画比		139.1%	134.7%	128.9%

計画見込量		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)		26,683	28,185	29,837
予防給付(回/年)		170	179	188
計		26,853	28,364	30,025

⑯小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状態や、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、「通い」を中心に、随時「訪問」、「泊まり」により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

第3期計画で掲げた、平成26年度末までに全日常生活圏域での整備を目指す方針は、着実に進んでいますが、目標達成には至っておらず、最終段階となる第5期計画においても同様の方針のもと、本市では、今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 67

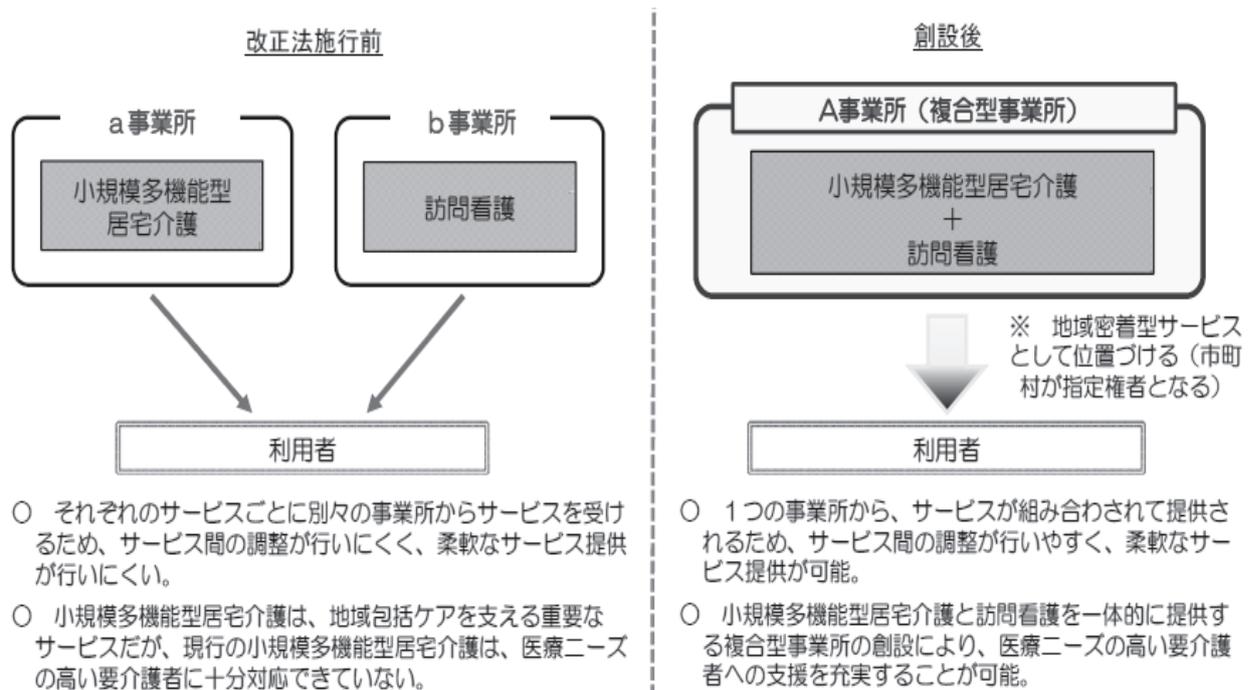
		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	4,563	5,854	6,573
	予防給付	443	558	624
	計	5,006	6,412	7,197
第4期計画値(人/年)		4,728	5,520	6,300
対計画比		105.9%	116.2%	114.2%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	7,000	7,351	7,729
予防給付(人/年)	624	655	688
計	7,624	8,006	8,417

⑰複合型サービス

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ等、利用者にとって一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスです。

このサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護同様、第5期計画期間から実施されるサービスで、平成24年度は利用量を見込みませんが、徐々に利用量が増加していくものと推計しています。



図表 68

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	0	118	237

⑱居宅介護支援・介護予防支援

利用者が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況等を勘察し、居宅サービス計画の作成等を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

このサービスは、居宅サービス等の利用・提供に当たり、根幹となる利用者のケアマネジメントを行うサービスであり、本市では、高齢者数増加に伴う要介護(要支援)認定者数の増加から、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 69

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	140,244	144,284	148,434
	予防給付	50,067	53,560	55,113
	計	190,311	197,844	203,547
第4期計画値(人/年)		193,044	202,728	214,368
対計画比		98.6%	97.6%	95.0%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	158,794	168,065	177,907
予防給付(人/年)	59,381	62,325	65,432
計	218,175	230,390	243,339

⑱住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取付け、段差の解消など住宅の改修を行ったときの改修費の支給に係るサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を上回る水準で推移しています。

このサービスは、利用者の転倒防止等を図り、利用者が住み慣れた居宅において、安心して生活することができるようにするためのサービスであり、本市では、今後、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

図表 70

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/年)	介護給付	1,577	1,689	1,632
	予防給付	722	823	762
	計	2,299	2,512	2,394
第4期計画値(人/年)		2,242	2,302	2,374
対計画比		102.5%	109.1%	100.8%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/年)	1,967	2,081	2,202
予防給付(人/年)	872	915	961
計	2,839	2,996	3,163

(2)施設・居住系サービスの計画的な整備

①サービス見込量の確保のための方策

(i)国の基本指針

国の基本指針では、平成26年度のサービス量の目標設定に当たり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとともに、介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は、施設での生活を居宅での生活に近いものとしていくこととしています。併せて、高齢者の多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅の普及を図ることとしています。

<市町村の平成26年度目標値>

- 市町村は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と施設サービスは要介護2以上の認定者が利用すると見込み、うち要介護4・5の認定者の割合が70%以上を占めること。

(注)医療療養病床からの転換分に伴う利用者数の増加分は除く。

(ii)本市の考え方・方針等

本市としては、高齢者の多様なニーズに対応するために次の観点を踏まえ、岡山県との連絡調整・連携の下、第5期計画期間における市内の施設・居住系サービスの整備を進めていくとともに、その整備に見合ったサービス量を見込むものとします。

- 市域内の均衡あるサービス提供体制を目指した施設・居住系サービスの整備(特に、地域密着型サービス)
- 高齢者の介護保険料負担など本市が介護保険制度の保険者として考える給付と負担の均衡がとれた施設・居住系サービスの提供水準
- 他の政令指定都市と同程度の施設・居住系サービスの整備水準
- 上記の市町村の平成26年度目標値など国の基本指針、第5期岡山県介護保険事業支援計画など
- 第4期計画期間に行った緊急経済対策を考慮

②特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設とは、指定基準に合致する有料老人ホーム等の施設であり、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。

本市では、第4期計画期間中に施設整備が進み、十分に需要を満たしていると考えられるため、第5期計画では整備しない方針です。

図表 71

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/月)	介護給付	1,142	1,230	1,291
	予防給付	206	196	183
	計	1,348	1,426	1,474
第4期計画値(人/月)		1,390	1,531	1,577
対計画比		97.0%	93.1%	93.5%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)	1,439	1,445	1,445
予防給付(人/月)	227	228	228
計	1,666	1,673	1,673

③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値に近い水準で推移しています。

本市では、対高齢者・対認定者当たりに換算した場合、既に、政令指定都市平均をはるかに上回る整備が行われているところですが、このサービスは、認知症対策のため、市域内の均衡あるサービス提供体制の構築の観点から、第5期計画期間においては、整備量が少ない日常生活圏域に対して整備を推進していきます。

図表 72

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値 (人/月)	介護給付	1,394	1,433	1,466
	予防給付	5	8	7
	計	1,399	1,441	1,473
第4期計画値(人/月)		1,391	1,418	1,445
対計画比		100.6%	101.6%	101.9%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)	1,499	1,552	1,606
予防給付(人/月)	10	11	11
計	1,509	1,563	1,617

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設とは、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであり、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値を下回る水準で推移していますが、サービス利用量は年々増加しています。計画値を大きく下回ったのは、事業者の選定が見込みどおり進まなかったことが要因として挙げられます。

第5期計画期間は、引き続き、特養待機者の削減・減少(将来的には、解消)に向け、平成25・26年度に3施設ずつ計6施設整備し、市域内の均衡あるサービス提供体制の構築、適正かつ質の高いサービスの提供などを目指します。

図表 73

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値(人/月)	介護給付	157	249	287
第4期計画値(人/月)		317	404	491
対計画比		49.5%	61.6%	58.5%

計画見込量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)	582	669	756

⑤介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであり、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、計画値に近い水準で推移しています。

第5期計画期間は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同様、特養待機者の削減・減少(将来的には、解消)に向け、建設後30年以上の施設の改修にあわせた増床を行います。

図表 74

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値(人/月)	介護給付	2,289	2,321	2,339
第4期計画値(人/月)		2,314	2,335	2,346
対計画比		98.9%	99.4%	99.7%

計画見込量		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)		2,346	2,386	2,444

⑥介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、慢性期医療と機能訓練によって居宅への復帰を目指す施設であり、利用者に看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、平成21年度は計画値を上回ったものの、平成22年度以降は計画値を下回る水準で推移しています。これは、介護老人保健施設への療養病床の転換が見込みどおり進まなかったことが要因として挙げられます。

療養病床の転換については、第5期計画期間も引き続き、療養病床から介護老人保健施設等へ円滑に移行できるよう、地域包括支援センターなどで利用者からの相談や支援に努めます。

なお、平成26年度見込量に医療療養病床からの転換による増(18人)を見込んでいます。

図表 75

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値(人/月)	介護給付	1,707	1,774	1,812
第4期計画値(人/月)		1,672	1,817	1,965
対計画比		102.1%	97.6%	92.2%

計画見込量		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)		1,919	1,992	2,010

⑦介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、脳卒中や心臓病等の急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者のための長期療養施設であり、利用者に療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

第4期計画期間中の給付実績は、平成21年度は計画値を下回ったものの、平成22年度以降は計画値を上回る水準で推移しています。これは、療養病床の転換が見込みどおり進まなかったことが要因として挙げられます。

介護療養病床の廃止年度が平成29年度末に延長され、引き続き、療養病床の転換が急激に進むことは想定しにくく、また、施設の新設は認められていないため、今後、利用量の増減はないものと推計しています。

図表 76

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値(人/月)	介護給付	225	159	172
第4期計画値(人/月)		228	157	118
対計画比		98.7%	101.3%	145.8%

計画見込量		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(人/月)		211	211	211

(3)その他の施設

①養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所(市町村が措置)する施設です。

市立養護老人ホーム(友楽園、会陽の里、玉松園)のうち、友楽園及び会陽の里につきましては、個室を中心として入所者の居住環境の充実を図るとともに、デイサービスセンター、ショートステイ専用床、地域交流スペースをあわせて整備し、周辺地域の高齢者に対して必要な支援を行います。ボランティアの受入れや地域住民への施設開放にも積極的に取り組むことで、地域福祉の拠点となっています。

会陽の里については、平成18年4月から、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けることにより、入所者の介護ニーズにも対応が可能となりました。

また、玉松園については、施設の老朽化及び施設環境改善の観点より、民設民営による改築整備を進めていきます。

なお、松風園については、建替えに(平成24年4月の開所予定)併せて、平成22年10月に社会福祉法人へ経営移譲したところです。

図表 77

(単位:人)

利用定員数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	281	263	254
第4期計画値	310	310	310
対計画比	90.6%	84.8%	81.9%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	310	310	310

②軽費老人ホーム(ケアハウス、軽費老人ホームB型)

軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所し、日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送れるようにするための施設です。

特に、ケアハウスは、ある程度身体機能の低下があってもホームヘルパーの派遣など在宅福祉サービスの支援を受け、自立した生活を送れるよう住みやすく工夫された施設であり、施設の職員により介護保険の介護サービスを受けることのできる施設でもあります。なお、現存する軽費老人ホームB型については、国の設備運営基準の改正を受け、今後その在り方について検討していきます。

平成23年4月1日現在で利用定員924人(22施設)の整備がされ、政令指定都市の中でも高い整備率となっており、待機者も比較的小さいため、本計画期間中は整備しない方針です。

図表 78

(単位:人)

入居者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	894	899	902
第4期計画値	924	924	924
対計画比	96.8%	97.3%	97.6%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	924	924	924

③有料老人ホーム

有料老人ホームは、食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合でも、訪問介護など外部からの介護サービスを利用しながらホームでの生活を継続することができる住宅型有料老人ホームや、介護保険の給付対象となる「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、施設の職員から、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などのサービスが受けられる介護付有料老人ホームなどがあります。

平成24年4月からは、岡山県より設置等の届出受理、指導監督に関する権限が移譲されるため、民間による積極的な事業参入があり、今後、サービスの増加が予測される中、適正なサービスの質・量の確保を目指していきます。

(4)生活支援サービス

①緊急通報システム事業

家庭での急な発作や事故などのとき、身につけたペンダントのボタンを押すだけで、近隣協力員や消防局に助けを求められることができる緊急通報装置を、一人暮らし高齢者などを対象に貸与又は給付します。

増加する一人暮らし高齢者の日常生活の不安解消と緊急時における適切な対応を行うことを目的としており、引き続き利用の促進に努めます。

図表 79 (単位:台)

総設置数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	2,070	1,980	2,000
第4期計画値	2,310	2,330	2,350
対計画比	89.6%	85.0%	85.1%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	2,000	2,050	2,100

②寝たきり高齢者理容サービス事業

在宅の寝たきり高齢者(要介護3以上)に対し、理容師が高齢者宅を訪問して理容サービスを提供します。

今後も引き続き、理容組合の協力を得ながら、在宅の寝たきり高齢者の保健衛生と生きがい向上に努めます。

図表 80 (単位:人)

延利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	118	105	92
第4期計画値	86	91	97
対計画比	137.2%	115.4%	94.8%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	92	92	92

③介護者支援事業

保健指導が必要と認められる家族に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。

図表 81

(単位:人)

家族介護訪問指導数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	19	13	15
第4期計画値	15	15	15
対計画比	126.7%	86.7%	100.0%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	15	15	15

④在宅介護者支援事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に対して、在宅高齢者介護支援金等を支給します。

今後も引き続き、要介護者高齢者を抱える家族の支援に努めます。

図表 82

(単位:人)

支給者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	1,985	1,823	2,115

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	1,000	1,100	1,200

⑤家族介護教室事業

在宅高齢者を介護している家族に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報又は介護者自身の健康づくりなどの知識や技術を提供する家族介護教室を開催することで、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

図表 83

(単位:回)

実施回数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	-	-	25

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	30	45	60

2 介護サービスの質の向上

(1) 介護従事者の確保・育成

介護事業の人材確保、良質な介護サービスの提供には、介護事業者の経営安定化、介護従事者の育成が重要です。

国においては、平成21年度から、介護職員処遇改善に関する交付金制度を開始し、介護従事者の賃金上昇を図ってきたところであり、平成20年度から平成21年度にかけて介護職の入職率が上昇し、離職率が低下する傾向が見られました。

このようなことから、介護従事者の処遇について、一定程度の改善は見られましたが、厳しい状況は変わりなく、今後、本市においても、引き続き、介護現場の現状把握に努め、介護従事者の処遇向上及び事業者の経営安定に関する国への政策提言・要望を行います。

また、介護従事者が質の高いサービスを提供するために、本市においては、各種研修実施を支援し、介護保険における保険者の立場として積極的に講師を務め、研修の充実、介護従事者の育成にかかる意義・重要性についての啓発活動に取り組みます。

(2) 施設入所者の人権尊重

本市では、施設入所者の意思及び人権を尊重しながらその自立を支援するとともに、身体拘束の廃止に向けた取組を行います。

また、介護福祉施設等の整備に当たっては、できる限り在宅に近い居住環境を整備することが必要であり、家庭に近い居住環境のもとで、一人ひとりの生活のリズムを大切にしたケアを提供するための個室・ユニット型施設の整備を図っていきます。

① 介護相談員派遣事業

介護相談員派遣事業は、本市から委嘱された介護相談員が介護サービス提供事業者を定期的に訪問して、利用者等の話を聴き、相談に応じる等の活動を行うことにより、利用者等の疑問及び不安の解消並びに苦情の解決を図るとともに、介護サービス提供事業者の質的向上を図ることを目的としています。

第4期計画期間から引き続き、介護サービス事業者を訪問し、利用者の話を聴くなどしてサービス実態を把握するとともに、問題の解決や、介護サービスの質の向上を目指し、毎年度最低限一定数の施設を訪問します。

図表 84 介護相談員派遣事業者

(単位:事業者)

事業者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	15	28	22

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	22	22	22

(3) 介護給付適正化事業の実施

介護給付の適正化の基本は、必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。

このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確認しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであります。

本市においては、平成23年度から「地域密着型サービス事業所に対する集団指導」を加えた8事業を、第2期岡山県介護給付適正化計画のもと取り組んでいきます。

この他、本市独自にケアマネジメントに関する研修会なども実施していきます。

○適正化事業

- ・認定調査状況チェック
- ・ケアプランチェック
- ・住宅改修に関する調査
- ・福祉用具に関する調査
- ・医療情報との突合
- ・縦覧点検
- ・介護給付費通知
- ・地域密着型サービス事業所に対する集団指導

図表 85 適正化事業実施事業数

(単位:事業)

事業数	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
実績値	7	7	8

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量	8	8	8

(4) 地域密着型サービス

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する傾向にある中、これらの高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるようにするため、平成18年4月に創設されたサービスです。

地域密着型サービスの指定等に当たっては、利用者や被保険者、事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる地域密着型サービス運営委員会による協議を行い、公正かつ透明性・質の高いサービスの確保に努めています。

第5期計画開始と同時に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが新たに地域密着型サービスに組み込まれ、今後、ますます地域密着型サービスへのニーズが高まるものと考えられます。

①日常生活圏域ごとの必要見込量・必要利用定員総数

図表 86 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量

福祉事務所	日常生活圏域	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護		
		(人/年)			(回/年)			(人/年)		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
北区中央	岡山中央	19	20	21	1,098	1,160	1,228	48	51	53
	岡北	19	20	20	2,252	2,380	2,518	314	329	346
	石井	22	23	24	2,850	3,014	3,189	772	812	852
	桑田	23	24	25	781	825	874	422	444	466
	岡輝	21	22	23	543	574	608	338	355	372
	御南	9	10	10	147	155	165	97	101	107
	吉備	17	18	19	147	155	165	362	381	400
	小計	130	137	142	7,818	8,263	8,747	2,353	2,473	2,596
北区北	京山	18	18	19	1,245	1,315	1,393	241	253	266
	中山	18	19	20	204	215	228	350	367	386
	香和	16	17	18	735	777	823	97	101	107
	高松	20	21	21	136	143	152	109	114	120
	足守	16	16	17	147	155	165	157	165	173
	御津	11	12	12	147	155	165	265	279	293
	建部	9	10	10	147	155	165	24	25	27
	小計	108	113	117	2,761	2,915	3,091	1,243	1,304	1,372
中区	東山	18	19	20	430	454	481	253	266	280
	操山	22	23	24	690	729	772	241	253	266
	操南	17	18	19	702	741	785	326	342	360
	富山	11	11	12	803	849	899	217	228	240
	竜操	22	23	24	1,154	1,220	1,291	398	418	439
	高島	16	17	17	656	694	734	229	241	253
	小計	106	111	116	4,435	4,687	4,962	1,664	1,748	1,838
東区	旭東	19	19	20	1,109	1,172	1,241	133	139	147
	上南	8	8	9	815	861	912	217	228	240
	西大寺	22	23	24	1,890	1,998	2,113	133	139	147
	山南	13	13	14	294	311	329	133	139	147
	上道	12	12	13	147	155	165	12	13	13
	瀬戸	13	13	14	147	155	165	36	38	40
	小計	87	88	94	4,402	4,652	4,925	664	696	734
南区西	妹尾	10	11	11	283	299	316	72	76	80
	福田	8	9	9	260	275	291	24	25	27
	興除	12	12	13	1,007	1,064	1,127	36	38	40
	藤田	10	11	11	407	430	456	84	89	93
	灘崎	15	16	16	758	801	848	181	190	200
	小計	55	59	60	2,715	2,869	3,038	397	418	440
南区南	福浜	15	16	17	713	753	798	265	279	293
	福南	13	14	15	1,437	1,520	1,608	290	304	320
	芳泉	14	15	16	1,595	1,687	1,784	253	266	280
	芳田	11	12	12	679	717	760	205	215	226
	光南台	7	8	8	317	335	354	290	304	320
	小計	60	65	68	4,741	5,012	5,304	1,303	1,368	1,439
岡山市計		546	573	597	26,872	28,398	30,067	7,624	8,007	8,419

図表 87 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要見込量

福祉事務所	日常生活圏域	認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護			複合型サービス		
		(人/月)			(人/月)			(人/年)		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
北区中央	岡山中央	56	59	61	16	19	21		4	8
	岡北	50	52	53	20	23	26		4	8
	石井	40	41	42	33	38	43		5	9
	桑田	57	59	61	26	29	33		5	10
	岡輝	44	45	47	15	17	19		4	9
	御南	37	38	39	5	6	7		2	4
	吉備	57	59	61	2	2	2		4	8
	小計	341	353	364	117	134	151	0	28	56
北区北	京山	49	50	52	20	23	26		4	8
	中山	40	41	42	38	45	51		4	8
	香和	40	41	42	9	10	12		3	7
	高松	54	56	58	2	2	2		4	8
	足守	41	42	44	2	2	2		3	7
	御津	19	20	21	9	10	12		2	5
	建部	30	32	33	2	2	2		2	4
	小計	273	282	292	82	94	107	0	22	47
中区	東山	44	45	47	20	23	26		4	8
	操山	40	41	42	27	31	36		5	10
	操南	36	37	38	13	15	17		4	8
	富山	38	39	40	9	10	12		2	5
	竜操	68	71	75	26	29	33		5	9
	高島	50	52	53	20	23	26		3	7
	小計	276	285	295	115	131	150	0	23	47
東区	旭東	57	59	62	22	25	28		4	8
	上南	17	18	18	35	41	45		2	3
	西大寺	54	57	59	20	23	26		5	10
	山南	27	28	29	2	2	2		3	5
	上道	36	37	38	4	4	5		3	5
	瀬戸	48	49	51	2	2	2		3	5
	小計	239	248	257	85	97	108	0	20	36
南区西	妹尾	36	37	38	7	8	9		2	5
	福田	31	33	34	5	6	7		2	4
	興除	26	27	28	9	10	12		3	5
	藤田	20	21	22	11	13	14		2	4
	灘崎	58	61	64	11	13	14		3	6
	小計	171	179	186	43	50	56	0	12	24
南区南	福浜	51	53	54	60	70	79		3	7
	福南	54	56	58	36	43	48		3	6
	芳泉	49	50	52	31	36	40		3	6
	芳田	34	35	36	9	10	12		2	5
	光南台	21	22	23	4	4	5		2	3
	小計	209	216	223	140	163	184	0	13	27
岡山市計		1,509	1,563	1,617	582	669	756	0	118	237

図表 88 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数 (単位:人)

福祉事務所	日常生活圏域	認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
北区中央	岡山中央	36	36	36			
	岡北	45	45	45	29	29	29
	石井	36	36	36	29	29	29
	桑田	27	27	27	29	29	29
	岡輝	62	62	62			
	御南	63	63	63			
	吉備	62	62	62			
	小計	331	331	331	87	116(※2)	116
北区北	京山	18	18	18			
	中山	27	27	27	29	29	29
	香和	27	27	27	29	29	29
	高松	90	90	90	29	29	29
	足守	54	54	54	29	29	29
	御津	18	18	18	29	29	29
	建部	18	18	18			
	小計	252	252	252	145	145	174(※2)
中区	東山	42	42	42	29	29	29
	操山	36	36	36	29	29	29
	操南	36	36	36	29	29	29
	富山	18	18	18			
	竜操	54	54	54	29	29	29
	高島	63	63	63	58	58	58
	小計	249	249	249	174	174	203(※2)
東区	旭東	81	81	81			
	上南	18	18	18	29	29	29
	西大寺	45	45	45			
	山南	18	18	18			
	上道	81	81	81			
	瀬戸	63	63	63			
	小計	306	306	306	29	58(※2)	58
南区西	妹尾	36	36	36			
	福田	54	54	54			
	興除	36	36	36	29	29	29
	藤田	18	18	18	29	29	29
	灘崎	63	63	63			
	小計	207	207	207	58	87(※2)	87
南区南	福浜	36	36	36	29	29	29
	福南	63	63	63	29	29	29
	芳泉	63	63	63	29	29	29
	芳田	18	18	18			
	光南台	45	45	45			
	小計	225	225	225	87	87	116(※2)
岡山市計		1,570	1,624(※1)	1,678(※1)	580	667	754

(※1) 認知症対応型共同生活介護の整備について、各日常生活圏域の整備状況を勘案し、年度ごとに決定するため、日常生活圏域ごとの数は示していません。なお、医療・介護療養病床からの転換分は含まれていません。

(※2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備については、各福祉事務所管内における整備状況を勘案して、決定しました。なお、医療・介護療養病床からの転換分は含まれていません。

Ⅸ. 介護保険事業の適切な運営

1 介護保険事業の運営

(1) 給付に係る財政運営状況

① 介護給付費実績

各年度、居宅介護(介護予防)サービス給付費、地域密着型(介護予防)サービス給付費、施設介護サービス給付費の合計は、対計画比98%台で推移しています。

図表 89 第4期計画期間の介護給付費実績 (単位:千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
居宅介護 (介護予防) サービス	実績	21,202,243	22,461,227	23,737,032
	計画上の見込額	21,463,333	22,797,108	24,195,681
	対計画比	98.8%	98.5%	98.1%
地域密着型 (介護予防) サービス	実績	5,628,292	6,259,729	6,753,688
	計画上の見込額	6,137,318	6,624,840	7,116,074
	対計画比	91.7%	94.5%	94.9%
施設介護 サービス	実績	13,132,452	13,302,944	13,646,779
	計画上の見込額	13,012,846	13,281,814	13,668,101
	対計画比	100.9%	100.2%	99.8%
合 計	実績	39,962,987	42,023,900	44,137,499
	計画上の見込額	40,613,497	42,703,762	44,979,856
	対計画比	98.4%	98.4%	98.1%

図表 90 第4期計画期間の財政収支 (単位:千円)

	歳入総額	歳出総額	歳入－歳出	準備基金残高
平成21年度	45,456,479	44,725,739	730,740	2,712,393
平成22年度	46,636,181	46,419,975	216,206	2,548,482
平成23年度 (見込)	49,325,243 (平成23年度予算による)	49,325,243	0	1,178,000

(2) 介護保険料(第1号被保険者保険料)

① 所得段階別第1号被保険者数

平成23年11月末現在の所得段階別第1号被保険者数は、次のとおりです。第3段階の人数が最も多く、続いて第2段階の順となっています。

図表 91 所得段階別人数分布 (平成23年11月末現在)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
第4期 保険料(月額)	2,380円	2,380円	3,570円	4,046円	4,760円	5,712円	5,950円	7,140円	8,330円	9,520円
人 数	4,259人	23,182人	24,624人	19,368人	20,980人	18,887人	18,770人	15,510人	2,924人	3,486人
割 合	2.8%	15.3%	16.2%	12.7%	13.8%	12.4%	12.3%	10.2%	1.9%	2.3%

(注)第1段階: 老齢福祉年金受給者(市民税非課税世帯)、生活保護受給者、中国残留邦人支援給付受給者
(基準額×0.5)

第2段階: 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下
(基準額×0.5)

第3段階: 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超
(基準額×0.75)

第4段階: 本人市民税非課税、世帯市民税課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下
(基準額×0.85)

第5段階: 本人市民税非課税、世帯市民税課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超
(基準額)

第6段階: 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満
(基準額×1.2)

第7段階: 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満
(基準額×1.25)

第8段階: 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満
(基準額×1.5)

第9段階: 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満
(基準額×1.75)

第10段階: 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上
(基準額×2.0)

②収納状況

平成21年度に比べ平成22年度の収納率は改善しましたが、普通徴収の収納率が依然として低下傾向にあり、厳しい状況にあります。今後も、一層の徴収努力とともに、保険料滞納に伴う給付制限の周知を図っていきます。

図表 92

			平成21年度	平成22年度
現 年 度 分	特別徴収	調定額	7,535,760,174円	7,708,288,366円
		収納額	7,547,930,574円	7,717,053,878円
		収納率	100.16%	100.11%
	普通徴収	調定額	879,859,218円	788,415,506円
		収納額	749,255,154円	662,950,416円
		収納率	85.16%	84.09%
	合 計	調定額	8,415,619,392円	8,496,703,872円
		収納額	8,297,185,728円	8,380,004,294円
		収納率	98.59%	98.63%
滞納繰越分	調定額	258,136,666円	255,853,268円	
	収納額	42,833,402円	40,361,996円	
	収納率	16.59%	15.78%	
合 計	調定額	8,673,756,058円	8,752,557,140円	
	収納額	8,340,019,130円	8,420,366,290円	
	収納率	96.15%	96.20%	

(注) 普通徴収：無年金者や受給年金額が年額18万円未満の人などで岡山市へ個別に納付していただいています。

特別徴収：受給年金額が年額18万円以上の人で受給年金から天引きしています。

(3) 低所得者対策

① 保険料減免対策実施状況

本市においては、平成13年10月に市独自の介護保険料減免制度を設け、平成15年度からは以下に示すとおり、世帯に70歳以上の世帯員がいる場合、収入条件を緩和しています。平成24年度以降も同様の減免施策を講じていきます。

なお、各年度の実績は次のとおりです。

図表 93 市独自の介護保険料減免実施状況 (単位:人、千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
減免適用者	167	163	165
減免総額	2,379	2,280	2,350

<市独自の減免制度の概要>

下記条件のすべてに該当する人の介護保険料額の3分の1を減額するもの

条件1 世帯非課税(第3段階)であること

条件2 世帯年間収入が下記の額以下であること

・世帯に70歳以上の世帯員がいないとき

96万円+48万円×(世帯員合計数-1)

・世帯に70歳以上の世帯員がいるとき

96万円+48万円×(世帯員合計数-1)+12万円

条件3 市民税課税者と生計を共にしておらず、扶養もされていないこと

条件4 不動産、預貯金を活用しても生活困窮であること

② 利用者負担軽減施策実施状況

生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう、平成23年4月から生活保護受給者の個室居住費が軽減対象となったことで、今後も認定者数の増加が見込まれます。

本市としても社会福祉法人に対して、さらに事業の趣旨の理解と協力を求めています。

<事業概要>

社会福祉法人が提供する介護サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホーム入所)について、市民税世帯非課税者等一定の要件に該当した場合、介護サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額を軽減するものです。平成13年4月から実施、平成17年9月までは利用者負担を1/2に軽減、平成17年10月からは1/4(利用者負担第1段階の方は1/2)に軽減、また平成23年4月からは、生活保護受給者の個室居住費に係る利用者負担額についても軽減します。

図表 94

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)
事業対応法人数	23	24	24
軽減適用者数	35人	33人	48人

2 介護保険サービス給付費見込及び介護保険料額

(1) 介護保険サービス給付費見込

第5期計画期間における介護サービス見込量をもとに、介護報酬改定などを考慮して算出した介護保険サービス給付費等の見込額は、次の表のとおりになります。

図表 95 第5期計画期間の介護給付費等見込額 (単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
介護サービス給付費見込額	44,063,123	46,119,439	48,137,217	138,319,779
介護予防サービス給付費見込額	2,555,407	2,673,949	2,795,539	8,024,894
特定入所者介護サービス費	1,575,319	1,669,368	1,759,712	5,004,398
高額介護サービス費	683,882	694,757	703,912	2,082,552
高額医療合算介護サービス費	154,299	156,753	158,818	469,870
審査支払手数料	61,745	65,118	68,675	195,538
地域支援事業費	1,470,960	1,539,427	1,606,655	4,617,042
合計	50,564,735	52,918,811	55,230,528	158,714,074

(2) 介護保険料額

○第1号被保険者介護保険料算定方法(標準月額)

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者(市町村)が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準額は、保険料として収納する額(給付費見込額の21%)に収納率を見込んで調整し、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者数で平均した額となります。

なお、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加や、第1号被保険者の保険料負担割合の増加(20→21%)などにより保険料が上昇する見込みです。

本計画期間中は、保険料段階を多段階化するとともに、本市の介護給付費準備基金と県の財政安定化基金の取崩しによる交付金を充当することにより、保険料の上昇を緩和します。

第5期介護保険料額(基準月額) 5,520円 (第4期 4,760円)

(3) 介護保険料賦課方法

現在の介護保険料は、本人や世帯の課税状況等により、段階で区分された定額方法をとっていますが、より負担能力に応じた保険料とするため、現行の10段階から12段階の区分に変更します。

まず、所得の低い人の負担を軽減するため、現行第3段階(市民税世帯非課税で課税年金収入等が80万円を超える人)を細分化し、保険料率を軽減した段階を新設します。また、第4期に基準額からの軽減措置として設定した特例第4段階(市民税世帯課税かつ本人非課税で、課税年金収入等が80万円以下の人)を第5期においても継続して設定することとします。さらに、負担能力に応じた負担割合とするため、合計所得金額が800万円以上の人を対象とした、第12段階を新設します。

図表 96

所得段階	対象者	保険料	保険料月額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者	基準額 × 0.5	2,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額 × 0.5	2,760円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 × 0.7	3,864円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える	基準額 × 0.75	4,140円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	基準額 × 0.85	4,692円
第6段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える	基準額	5,520円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額 × 1.2	6,624円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額 × 1.25	6,900円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額 × 1.5	8,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 × 1.75	9,660円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 × 2.0	11,040円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上	基準額 × 2.25	12,420円

参 考 資 料

- 1 老人福祉法(抜粋)
- 2 介護保険法(抜粋)
- 3 岡山市基本政策等に関する審議会設置条例
- 4 保健福祉政策審議会委員名簿
- 5 保健福祉政策審議会審議経過
- 6 65歳以上の方への生活調査
- 7 本計画策定に関する意見募集(パブリックコメント)
- 8 第1号被保険者の介護保険料算出方法
- 9 行政区と日常生活圏域

1 老人福祉法(抜粋)

第3章の2 老人福祉計画(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第2項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 介護保険法(抜粋)

第7章 介護保険事業計画（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

(5) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉

計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 7 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 9 市町村は、市町村介護保険事業計画(第2項各号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 岡山市基本政策等に関する審議会設置条例

平成23年岡山市条例第7号

(設置)

第1条 本市の基本的な政策等の企画立案に当たり、必要な調査審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市基本政策審議会(以下「基本政策審議会」という。)及び分野別の政策審議会(以下「特定政策審議会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 基本政策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。ただし、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

- (1) 総合計画及び複数の特定政策審議会の分野に係る主要な行政計画に関すること。
- (2) 複数の特定政策審議会の分野に係る主要な政策課題に関すること。

2 特定政策審議会の名称及び所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。ただし、所掌する事務については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く。

名 称	所 掌 事 務
岡山市総務・市民政策審議会	総務、財政、行財政改革、市民生活及び文化分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市保健福祉政策審議会	保健、医療及び福祉分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市環境政策審議会	環境分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市経済政策審議会	経済及び産業分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。
岡山市都市・消防政策審議会	都市整備、交通、消防及び防災分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関すること。

(組織)

第3条 基本政策審議会及び特定政策審議会(以下「審議会」という。)は、それぞれ委員10人以内で組織する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、委員を5人以内で増員することができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年11月14日までとする。

4 保健福祉政策審議会委員名簿

氏 名	所 属 等
北川 歳昭	就実大学教育学部教育心理学科教授
小池 将文	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科教授
小林 良久	岡山市社会福祉協議会常務理事
丹治 康浩	岡山市医師会長
中島 洋子	まな星クリニック院長
中原 聡子	おかやまライフ・21代表
蜂谷 克和	岡山市民生委員児童委員協議会副会長
山崎 悦子	岡山県看護協会専務理事
好長 シゲ子	岡山市愛育委員協議会長
渡邊 四郎	岡山市身体障害者福祉協議会長

6 65歳以上の方への生活調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第5期介護保険事業計画の見直しの前提となる高齢者の生活実態等を把握するために、65歳以上の市民で、要支援・要介護認定を受けていない者並びに要介護2以下の認定を受けている者を対象とした調査を実施しました。

国においても、第5期介護保険事業計画を策定するに当たり、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法として「日常生活圏域ニーズ調査」の積極的な活用を進めており、本市においても、この「日常生活圏域ニーズ調査」にある調査項目を基に実施したものです。

② 調査対象

3,000人

③ 調査期間

平成23年1月～2月

④ 回答状況

図表 1 区別回答状況

区	配布数	男	女	回答者数	男	女	回答率
全域	3,000	1,255	1,745	2,541	1,045	1,496	84.7%
北	1,121	473	648	954	394	560	85.1%
中	658	260	398	550	214	336	83.6%
東	549	230	319	466	192	274	84.9%
南	672	292	380	571	245	326	85.0%

図表 2 回答者の年齢別構成

	回答数	比率(%)
65歳以上 74歳以下	1,339	52.7
75歳以上	1,202	47.3

(2) 主な結果について

結果は、各質問の回答数を基数とした百分率(%)で示しています。

① 家族構成

家族構成をみると、「一人暮らし」が17.8%、「家族との同居者」が80.5%となっています。配偶者との二人暮らしは36.3%であり、一人暮らしと配偶者との二人暮らしを合わせると54.1%です。配偶者と二人暮らしのうち、75歳以上の方が主に介護をしている方が配偶者であり、配偶者の方も75歳以上は、3.4%です。

図表 3 家族構成

	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者と二人で介護者の配偶者と共に75歳以上(※)
比率(%)	17.8	36.3	3.4

※ 回答者の年齢が75歳以上で家族と同居 かつ 2人暮らし かつ 同居方が配偶者 かつ 主に配偶者からの介護を受けている かつ 主に介護をしている方の年齢が75歳以上と回答している者

③経済状況

現在の暮らしを経済的にみて苦しいまたはやや苦しいと回答している方は、66.6%で、そのうち、収入のある仕事をしている方は、16.7%です。

図表 4 経済状況

	経済的に苦しい若しくはやや苦しい	うち 収入のある仕事をしている
比率(%)	66.6	16.7

④閉じこもり

週1回以上外出をしている、買物・散歩が週1日未満である方は、それぞれ、13.6%、15.7%、29.7%です。

図表 5 閉じこもり

	週1回以上外出	買物での外出が週1日未満	散歩での外出が週1日未満
比率(%)	13.6	15.7	29.7

⑤転倒

この1年間で転んだことがある方は32.3%、転んだことはないが、転倒に対する不安の大きい方は43.4%です。

図表 6 転倒予防

	この1年間で転んだことがある	転んだことはないが、転倒に対する不安が大きい	この1年間で転んだことがない
比率(%)	32.3	43.4	29.7

⑥口腔・栄養

半年前に比べて固い物が食べにくくなった、お茶や汁物等でむせることがある、口の渴きが気になる方は、それぞれ38.4%、28.1%、32.7%です。

図表 7 口腔・栄養

	固い物が食べにくくなった	お茶や汁物でむせる	口の渴きが気になる
比率(%)	38.4	28.1	32.7

⑦認知

周りから物忘れがあると言われる方は26.2%、5分前のことが思い出せない方が12.1%です。

図表 8 認知

	周りから物忘れがあると言われる	5分前のことが思い出せない
比率(%)	26.2	12.1

⑧日常生活

バスや電車で一人で外出できない方が15.7%、日用品の買物ができない方が10.3%、預貯金の出し入れができない方が10.2%です。

図表 9 日常生活

	バスや電車で一人で 外出できない	日用品の買物が できない	預貯金の出し入れが できない
比率(%)	15.7	10.3	10.2

⑨社会活動

地域活動に参加していない方が44.6%です。

図表 10 地域活動

	参加していない	参加している
比率(%)	44.6	55.3

⑩健康

要支援・要介護認定を受けていない高齢者の方で、とても健康、まあまあ健康と感じている方が、82.2%であるが、健康と感じているにもかかわらず、月1回以上通院している方は、49.5%です。

図表 11 健康

	とても健康・まあまあ健康	うち月1回以上通院している	あまり健康でない・健康でない
比率(%)	82.2	49.5	17.8

7 本計画策定に関する意見募集(パブリックコメント)

(1) 募集方法等

① 募集期間

平成24年1月20日から平成24年2月10日まで

② 実施方法

岡山市のホームページに掲載及び意見募集用紙の配布

(2) 募集結果

① 寄せられた意見

22件(17人)

② 内容

(i) 高齢者福祉サービスに関する意見

- ・福祉サービスは、全て負担金の心配のないようにすべき。
- ・配食サービスは、全市統一サービスにするべき。

(ii) 地域包括支援センターに関する意見

- ・サブセンターを集約することにより、地域の窓口としての機能を失うことはないか。
- ・地域の把握及び地域の高齢者に対するサービスは、今後どのように継続するのか。
- ・気軽に相談できていた現在のサブセンターの機能を維持できるのか。機能していないサブセンターを機能させていくことを検討していただきたい。

(iii) 緊急通報システム事業に関する意見

- ・一人暮らし高齢者などを対象にしているが、二人暮らしの方でも、一人が認知症であったり、障害者であったりするケースや、実際に一人暮らしをしているのに住民票の異動ができないため、一人暮らしと認められていないことがあるので、こういった方にも配慮した運用を願う。

(iv) 介護者慰労金に関する意見

- ・仕事をしながら介護している人にこそ慰労金を支給してはどうか。
- ・所得制限ではなく、要介護4以上を給付条件にすることを提案する。介護者慰労金は所得保障的な性格ではない。要介護4・5になると家庭ではとても大変。

(v) 介護職員処遇改善交付金に関する意見

- ・介護職員処遇改善交付金について、一括交付金になれば、利用者の負担が増えるため、市独自に負担軽減に全力で取り組むべき。抜本的に改善するためには、国の負担割合を増やすべき。

(vi)要介護認定に関する意見

- ・必要な人が必要なサービスが受けられるようにするため、認定制度を廃止して、ケアマネジャーにプラン作成を任すようにしていただきたい。

(vii)介護予防に関する意見

- ・要支援の人へのサービスを継続することを望む。
- ・要介護にならないように、継続的に老人の健康管理に力を入れてほしい。

(viii)施設整備に関する意見

- ・施設、居住系サービスの計画的な整備に賛同する。
- ・社会福祉法人以外の法人が整備する特定施設や認知症対応型共同生活介護施設の補助金を増額すれば、同法人が整備する施設の質の向上が図られるのではないかと。

(ix)介護保険料に関する意見

- ・今以上の保険料の引き上げは耐え難い。
- ・市独自の手立てによる減免制度が必要。
- ・介護給付費準備基金を全額取り崩し、一般会計から繰り入れて保険料を抑えるべき。また、国に対して国庫負担を増やすよう要望すべき。
- ・保険料段階の10段階から12段階への区分変更は評価できるが、低所得者への負担軽減をもっと改善してほしい。
- ・低所得者への値上げ幅は抑えているものの、基準額は全国的に高い。「岡山型福祉」という名に相応しい高齢者にもやさしい岡山市のため、値下げの方向で検討をお願いする。
- ・滞納者に対する給付制限は、理由を精査して対応すべき。認知症など様々な事情があり、作為でない滞納を考慮すべき。
- ・介護保険料の値上げは、応分の負担となるようにすべきではないか。「公平の原則」とは、利用している人も、利用していない人も同額で良いとは思えない。
- ・もともと保険料を支払っても、ある程度の収入がないと、利用すら困難な人も多い制度。むしろ、値下げが望まれる。

8 第1号被保険者の介護保険料算出方法

介護(予防)サービス利用回数・利用人数等をもとに各年度の給付費、さらに介護保険料標準月額を推計しました。(端数処理のため、合計等が一致しない場合があります。)

(1) 介護サービス給付費

サービスの種類			平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
居宅サービス	訪問介護	利用回数	810,572回	858,050回	909,000回	—
		給付費	3,084,003,524円	3,264,783,795円	3,461,045,167円	9,809,832,486円
	訪問入浴介護	利用回数	8,308回	8,856回	9,462回	—
		給付費	96,213,567円	102,552,771円	109,549,811円	308,316,149円
	訪問看護	利用回数	130,064回	137,171回	145,037回	—
		給付費	892,165,878円	941,108,833円	995,695,816円	2,828,970,527円
	訪問リハビリテーション	利用回数	25,316回	26,827回	28,475回	—
		給付費	127,466,217円	135,039,874円	143,289,012円	405,795,103円
	居宅療養管理指導	利用人数	35,066人	37,109人	39,328人	—
		給付費	246,568,819円	261,012,589円	276,690,624円	784,272,032円
	通所介護	利用回数	828,779回	877,062回	928,387回	—
		給付費	6,537,646,450円	6,917,043,852円	7,323,464,594円	20,778,154,896円
	通所リハビリテーション	利用回数	353,603回	374,129回	395,994回	—
		給付費	2,981,582,686円	3,153,909,639円	3,339,189,681円	9,474,682,006円
	短期入所生活介護	利用日数	199,725日	210,842日	223,165日	—
		給付費	1,718,555,847円	1,814,285,754円	1,920,668,213円	5,453,509,814円
	短期入所療養介護	利用回数	20,011回	21,201回	22,511回	—
		給付費	205,830,518円	218,119,213円	231,654,286円	655,604,017円
特定施設入居者生活介護	利用人数	17,268人	17,340人	17,340人	—	
	給付費	3,131,031,450円	3,144,008,218円	3,144,008,218円	9,419,047,886円	
福祉用具貸与	利用人数	84,406人	89,292人	94,599人	—	
	給付費	1,165,657,752円	1,233,246,646円	1,307,562,548円	3,706,466,946円	
特定福祉用具販売	利用人数	2,169人	2,293人	2,427人	—	
	給付費	60,310,183円	64,017,503円	67,724,825円	192,052,511円	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数	546人	573人	597人	—
		給付費	125,742,600円	132,002,100円	137,324,700円	395,069,400円
	夜間対応型訪問介護	利用人数	—	—	—	—
		給付費	—	—	—	—
	認知症対応型通所介護	利用回数	26,683回	28,185回	29,837回	—
		給付費	257,858,951円	272,338,165円	288,316,611円	818,513,727円
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	7,000人	7,351人	7,729人	—
		給付費	1,222,561,611円	1,285,922,297円	1,355,278,365円	3,863,762,273円
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	17,988人	18,624人	19,272人	—
		給付費	4,318,820,467円	4,471,410,942円	4,626,915,508円	13,417,146,917円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	利用人数	—	—	—	—
		給付費	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数	6,984人	8,028人	9,072人	—	
	給付費	1,775,479,355円	2,047,087,497円	2,319,341,762円	6,141,908,614円	
複合型サービス	利用人数	—	118人	237人	—	
	給付費	—	22,513,500円	45,027,900円	67,541,400円	
住宅改修	利用人数	1,967人	2,081人	2,202人	—	
	給付費	192,844,039円	203,940,214円	215,666,851円	612,451,104円	
居宅介護支援	利用人数	158,794人	168,065人	177,907人	—	
	給付費	2,057,320,118円	2,177,397,516円	2,305,391,542円	6,540,109,176円	
施設サービス	介護老人福祉施設	利用人数	28,152人	28,632人	29,328人	—
		給付費	6,986,873,398円	7,124,512,391円	7,314,972,665円	21,426,358,454円
	介護老人保健施設	利用人数	23,028人	23,904人	23,904人	—
		給付費	6,077,610,708円	6,327,834,912円	6,344,321,944円	18,749,767,564円
介護療養型医療施設	利用人数	2,532人	2,532人	2,532人	—	
	給付費	800,979,316円	805,350,972円	807,192,841円	2,413,523,129円	
療養病床(医療保険適用)からの転換分	利用人数	—	—	216人	—	
	給付費	—	—	56,923,356円	56,923,356円	
介護給付費計			44,063,123,454円	46,119,439,193円	48,137,216,840円	138,319,779,487円

(2) 介護予防サービス給付費

サービスの種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	利用人数 27,520人 給付費 500,576,900円	28,892人 525,755,947円	30,338人 552,307,099円	— 1,578,639,946円	
	介護予防訪問入浴介護	利用回数	—	—	—	—
		給付費	—	—	—	—
	介護予防訪問看護	利用回数	9,433回	9,913回	10,419回	—
		給付費	61,550,637円	64,707,246円	68,032,595円	194,290,478円
	介護予防訪問リハビリテーション	利用回数	2,205回	2,319回	2,439回	—
		給付費	10,748,327円	11,305,065円	11,891,274円	33,944,666円
	介護予防居宅療養管理指導	利用人数	1,912人	2,006人	2,106人	—
		給付費	12,527,259円	13,147,452円	13,801,978円	39,476,689円
	介護予防通所介護	利用人数	25,217人	26,462人	27,777人	—
		給付費	844,087,005円	886,851,963円	931,930,739円	2,662,869,707円
	介護予防通所リハビリテーション	利用人数	9,642人	10,123人	10,630人	—
		給付費	376,099,640円	395,291,217円	415,513,823円	1,186,904,680円
	介護予防短期入所生活介護	利用日数	1,878日	1,975日	2,077日	—
		給付費	10,420,064円	10,957,817円	11,524,138円	32,902,019円
	介護予防短期入所療養介護	利用日数	162日	170日	179日	—
給付費		1,059,383円	1,111,370円	1,166,260円	3,337,013円	
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数	2,724人	2,736人	2,736人	—	
	給付費	246,192,459円	246,838,464円	246,838,464円	739,869,387円	
介護予防福祉用具貸与	利用人数	12,281人	12,902人	13,555人	—	
	給付費	72,416,662円	76,090,578円	79,963,006円	228,470,246円	
特定介護予防福祉用具販売	利用人数	729人	765人	803人	—	
	給付費	14,406,117円	15,122,866円	15,879,099円	45,408,082円	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 給付費	170回 1,123,632円	179回 1,183,270円	188回 1,245,988円	— 3,552,890円
	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数 給付費	624人 39,147,507円	655人 41,127,608円	688人 43,215,018円	— 123,490,133円
	介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数 給付費	120人 25,650,532円	132人 28,215,586円	132人 28,215,585円	— 82,081,703円
介護予防住宅改修	利用人数	872人	915人	961人	—	
	給付費	79,220,202円	83,163,272円	87,323,470円	249,706,944円	
介護予防支援	利用人数	59,381人	62,325人	65,432人	—	
	給付費	260,180,409円	273,078,907円	286,690,487円	819,949,803円	
予防給付費計		2,555,406,735円	2,673,948,628円	2,795,539,023円	8,024,894,386円	

(3) 標準給付費及び地域支援事業費見込額

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護サービス給付費	44,063,123,454円	46,119,439,193円	48,137,216,840円	138,319,779,487円
介護予防サービス給付費	2,555,406,735円	2,673,948,628円	2,795,539,023円	8,024,894,386円
特定入所者介護サービス費等給付額	1,575,318,718円	1,669,367,871円	1,759,711,511円	5,004,398,100円
高額介護サービス費等給付額	683,882,211円	694,757,207円	703,912,408円	2,082,551,826円
高額医療合算介護サービス費等給付額	154,299,138円	156,752,781円	158,818,399円	469,870,319円
算定対象審査支払手数料	61,744,816円	65,117,876円	68,675,202円	195,537,895円
標準給付費見込額	49,093,775,072円	51,379,383,557円	53,623,873,384円	154,097,032,013円
地域支援事業費見込額	1,470,960,000円	1,539,427,000円	1,606,655,000円	4,617,042,000円

(4) 第1号被保険者の介護保険料基準月額の推計

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
第1号被保険者数	156,455人	161,469人	166,481人	484,405人
前期高齢者数(65～74歳)	78,730人	81,953人	85,177人	245,860人
後期高齢者数(75歳～)	77,725人	79,516人	81,304人	238,545人
所得段階別加入割合補正 後被保険者数(A)	154,706人	159,665人	164,621人	478,991人
標準給付費見込額(B)	49,093,775,072円	51,379,383,557円	53,623,873,384円	154,097,032,013円
地域支援事業費見込額(C)	1,470,960,000円	1,539,427,000円	1,606,655,000円	4,617,042,000円
第1号被保険者負担分相当 額(D) = (B + C) × 21%	10,618,594,365円	11,112,950,217円	11,598,410,961円	33,329,955,543円
調整交付金相当額 (E = B × 5%)	2,454,688,754円	2,568,969,178円	2,681,193,669円	7,704,851,601円
調整交付金見込交付割合 (H = 25% - (20% × F × G))	5.30%	5.30%	5.30%	/
後期高齢者加入割合補正 係数(F)	0.9871	0.9871	0.9871	
所得段階別加入割合補正 係数(G)	0.9985	0.9985	0.9985	
調整交付金見込額 (I = B × H)	2,601,970,000円	2,723,107,000円	2,842,065,000円	8,167,142,000円
準備基金取崩額(J)	/	/	/	1,178,000,000円
財政安定化基金取崩による 交付額(K)	/	/	/	410,310,458円
保険料収納必要額 (L = D + E - I - J - K)	/	/	/	31,279,354,685円
予定保険料収納率(M)	98.57%			/
保険料の基準額				
保険料(年額) (N = L ÷ M ÷ A)	/	/	/	66,250円
保険料(月額) (O = N ÷ 12)	/	/	/	5,520円

9 行政区と日常生活圏域



岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成24年3月発行

発行 岡山市

編集 岡山市保健福祉局

〒700-8546

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号

TEL 086-803-1000(代表)

岡山市ホームページアドレス

<http://www.city.okayama.jp/>
